20201

長野県

長野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
長野市商工業振興条例	S57.4	(工場等設置事業) ○特定地域での工場の新増設で投下固定資産額が 5,000 万円以上 ○特定事業所の新増設で投下固定資産額が 2,000 万円以上	助成金 ○投下固定資産に係る固定資産相当額に次の割合を乗じた額 第1年度及び2年度　100/100 第3年度　80/100
		(工場用地等取得事業) ○市等が分譲する産業団地に事業所を新設、移設、増設するための用地取得事業で3年以内に操業開始	助成金 ○用地取得額×30/100 以内 ○3億円を限度として3年間で分割交付
		(事業所設置事業) ○新増設分床面積　1,000 ㎡超	助成金 ○自己の事業活動に係る床面積1㎡当たり 600 円以内 ○3年間
		(公害防止施設設置事業) ○事業活動に伴い生ずる大気の汚染、騒音、悪臭等を防止する施設で 300 万円以上のものを設置する者	助成金 ○当該施設費×20/100 以内 ○限度額　年額 1,000 万円
		(工場等緑化事業) ○工場又は市等が分譲する産業団地の事業所の敷地面積の 10/100 以上に樹木等の植栽を行う者	助成金 ○当該事業費×20/100 以内 ○限度額　年額 5,000 万円
長野市商工業振興条例(雇用促進企業立地支援事業)	H27.4	(事業所等常用雇用者創出事業) 事業者が都市計画区域内で行う次に掲げる事業 ○事業所等を新設し、かつ、3年以内に市内から新たな常用雇用者(転入雇用者を含む。)を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者(転入雇用者を含む。)が1年当たり5人以上のもの ○事業所等を移設又は増設し、かつ、3年以内に市内から新たな常用雇用者を採	助成金 市内から採用した常用雇用者(転入雇用者を含む。)が1人から 100 人までは1人につき 10 万円。 101 人からは1人につき 20 万円。 ○限度額 5,000 万円(1回限り)

		用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者が1年当たり 20 人(中小企業者にあつては 10 人)以上のもの	
		(指定地域事業所等常用雇用者創出事業) 事業者が指定地域で行う次に掲げる事業 ○事業所等を新設し、かつ、3年以内に市内から新たな常用雇用者(転入雇用者を含む。)を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者(転入雇用者を含む。)が1年当たり5人以上のもの ○事業所等を移設又は増設し、かつ、3年以内に市内から新たな常用雇用者を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者が1年当たり5人以上のもの	助成金 市内から採用した常用雇用者(転入雇用者を含む。)が1人から 100 人までは1人につき 10 万円。 101 人からは1人につき 20 万円。 ○限度額 5,000 万円(1回限り)
		(事業所等改修事業) ○事業所等常用雇用者創出事業又は指定地域事業所等常用雇用者創出事業に該当する者が事業活動を行うために事業所等の施設を改修する事業で、必要な経費(投下固定資産となるものを除く。)が 1,000 万円以上のもの	助成金 施設改修に要する費用に 1/2 以内。ただし、新設、移設又は増設を行った年度における市内から採用した常用雇用者(転入雇用者を含む。)数に 100 万円を乗じて得た額又は 2,500 万円のいずれか低い額を限度として交付
長野市中小企業振興資金融資あっ旋規程	S53.4	1.市内進出支援資金 市外において1年以上継続して事業を営んでおり、市内に初めて事業所等を設置しようとする方	融資 ○設備資金 ○限度額 1億円 ○金利 年 1.40% ○運転資金 ○限度額 5,000 万円 ○金利 年 1.40%
長野市事業用地取得事業助成金交付要綱	H25.4	○市内で、指定業種ごとに指定額以上の投資を行い、事業所を新設、移設、増設するための用地取得事業	助成金 ○用地取得費×20/100 以内 ○6,000 万円を限度として3年間で分割交付
長野市オフィス家賃等助成事業助成金交付要綱	H28.4	○中心市街地活性化基本計画に定める区域内や中山間地域、市内工業系用途地域及び市内商業系用地地域にある空オフィス・空き家を賃借し、事業所を新設・増設するもので、常用雇用者を5人以上雇用するもの(ただし、中山間地域におい	助成金 ○賃借料(年額)×50%以内(3年間交付) (限度額 年額 500 万円、50 人以上の常用雇用者の場合 限度額 年額 1,000 万円) ○建物改修費、通信回線の使用料、通信機器等のリース料及び事務機器取得費の

		ては2人以上、市内事業者については、中心市街地・中山間地域に限る。風俗営業を営むものは除く） ICT関連創業者が市内に事業所を新設するもので、常用雇用者を1人以上雇用するもの又は、役員が2人以上あるもの	合計額×50%（限度額 50 万円　ただし事業開始年度に限る。）
長野市産業団地貸付特約付分譲実施要領	H15.7	（長野市貸付特約付分譲制度） ○契約条件 常用雇用3人以上 市が指定する産業用地	便宜供与 ○貸付期間　5年以内 ○貸付料　固定資産税相当額 ○分譲価格　契約時の分譲価格 ○支払い方法 ⑴貸付期間内の一括払い ⑵10 年以内の年賦払い ⑶割賦払い期間内の一括払い ○所有権移転　土地代金完納後所有権移転登記 ○契約保証金　分譲価格×10%（建物除去費用により増額する場合あり） ○違約金　分譲価格×30%
長野市産業団地事業用定期借地制度実施要領	H15.7	（長野市事業用定期借地制度） ○契約条件 常用雇用 10 人以上 市が指定する産業用地で 2,000 ㎡以上の土地	リース ○契約方式　公正証書による賃貸借契約 ○貸付期間　30 年間（再契約可能） ○貸付料　分譲価格×1.8% ○契約保証金　建物除去費用相当額＋貸付料1年分 ○権利金　なし

20202
長野県
松本市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
松本市商工業振興条例	S59.9	指定地域へ工場等を新設、移設又は増設するための用地取得事業で、次に掲げる要件を満たすもの 1　用地取得面積 (1) 1,000平方メートル以上 (2) 指定地域に既に用地を取得しているものが、新たに用地を取得する場合は、指定地域内の合計取得面積が上記(1)の要件に該当するもの 2　新規地元雇用者数 5人以上。ただし、ソフトウエア業及び先端的技術分野の研究開発を主として行う機関は除く 3　操業開始時期 用地取得後3年以内。ただし、指定地域内増設の場合は、供用開始時期が用地取得後2年以内	助成金 用地取得費に20/100を乗じて得た額以内とし、1億5,000万円を限度とする(知識集約型企業と認定された企業については、助成率に10/100を、限度額に5,000万円を上乗せし、市内に工場等を所有する者が、工場等を新設し、移設し、又は増設する場合の用地取得費は、従前より増えた面積の用地取得費相当額とする。)。ただし、2年間の分割交付とする。
		工場等用地取得事業の助成を受けた者が、新規地元雇用者及び新規研究開発者を雇用する事業(雇用促進事業)	助成金 新規地元雇用者数から4を減じた数に10万円を、新規研究開発者数に20万円をそれぞれ乗じた額を合算して得た額とする。ただし、合計で500万円を限度とする。また、同一人が新規地元雇用者と新規研究開発者の両方に該当する場合は、新規研究開発者数のみに計上するものとする。
		特定地域等へ工場等を新設、移設又は増設する事業で、当該施設に対する投下固定資産総額(土地を除く)が5,000万円以上のもの	助成金 工場等の新設、移設又は増設に係る投下固定資産(土地を除く)に対する固定資産税相当額とし、3年間交付する。

		特定地域等へ工場等の新設、移設又は増設に伴い、緑地を設置する事業で、次に該当するもの 1.敷地面積の 20%以上の緑地設置（特定地域は、敷地面積 1,500 平方メートル以上に限る。） 2.樹木等の植栽を行うもので、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する緑地	助成金 当該施設設置（土地を除く。）に要する経費の 20/100 を乗じて得た額以内とし、1,000 万円を限度とする。
松本市企業事務所等誘致事業補助金交付要綱	H6.4	1.認定企業 ア 東京、大阪又は名古屋の各証券所並びに新興市場に株式を上場している企業（以下「上場企業」という。）及びその関連企業（上場企業が株式の2分の1以上を保有している企業をいう。） イ 東京、大阪又は名古屋の各証券所並びに新興市場に株式を上場することができる企業 ウ 市街地の活性化に特に寄与すると市長が認めた企業等 2.対象となる事務所 事務所 工場、売場、倉庫、駐車場、配送センター等の現場営業部門以外の部門で、事務機能を主たる業務とする内部事務部門が、自らの営業に係る事務処理のために使用する建物をいう。 3.その他の要件 （1） 認定企業の新規開設等であること。 （2） 市内へ事務所を新規開設等により開設後、1年を経過していないこと。 （3） 市内へ事務所を新規開設等により開設後、企業等としての経済活動を5年以上継続すること。ただ	補助金 1. 2,000 万円以上の投下固定資産で、特定地域（松本市中心市街地活性化計画に定められた地域）内のとき ○事務所を新規開設等により開設した後、5年分の事務所の土地及び建物に係る固定資産税年額相当額 ○限度額 補助対象経費と同額以内の額。ただし、最初の3年間は、1年分の当該額が 1,000 万円を超えるときは 1,000 万円とし、それ以後は、1年分の当該額が 600 万円を超えるときは 600 万円とする。 2. 2,000 万円以上の投下固定資産で特定地域外のとき ○事務所を新規開設等により開設した後、3年分の事務所の土地及び建物に係る固定資産税年額相当額 ○限度額 補助対象経費と同額以内の額。ただし、1年分の当該額が 1,000 万円を超えるときは、1,000 万円とする。 3. 延べ床面積 50 ㎡以上の建物の賃借による事務所で特定地域内のとき ○事務所を新規開設等により開設した後、5年分の事務所に係る月額賃借料相当額又は実際に支払う月額賃借料の額のいずれか低い方の2分の1相当額 ○限度額 補助対象経費と同額以内の額。ただし、最初の3年間は、1年分の当該額が 800 万円を超えるときは 800 万円とし、それ以後は、1年分の当該額が 400 万円を超えるときは 400 万円とする。 4. 延べ床面積 50 ㎡以上の建物の賃借による事務所で

		し、特定地域内においては、企業等としての経済活動を7年以上継続すること。 (4) 市内に開設した事務所に常時勤務する従業者数が3人以上であること。ただし、拡張のときは従業員数が拡張前より増加すること。 (5) 事務所が次のいずれかに該当すること。 ア 2,000 万円以上の投下固定資産(固定資産税の対象となる資産)であること。 イ 延床面積 50 ㎡以上の建物の賃借であること。 (6) 物品販売等を主たる業務とする認定企業にあっては、施設全体の2分の1以上を事務所等として使用すること。 (7) 市税等の滞納がないこと。 (8) 事務所の開設に係る本市の他の条例、規則及び要綱等による補助金等を受けていないこと。 (9) 違法な行為を行わない認定企業であること。	特定地域外のとき ○事務所を新規開設等により開設した後、3年分の事務所に係る月額賃借料相当額又は実際に支払う月額賃借料の額のいずれか低い方の2分の1相当額 ○限度額 補助対象経費と同額以内の額。ただし、1年分の当該額が 800 万円を超えるときは、800 万円とする。
松本市商工業振興条例施行規則	S59.10	○工場立地促進資金 中小企業者等であって、事業拡張等を目的とし、特定地域等への工場等の新設、増設、移設を実施しようとする者(指定地域内は用地取得費も対象)	融資 ○年利 1.8% ○利子補給 3年間 0.2% ○限度額 1億 5,000 万円
松本市空き工場等活用事業補助金交付要綱	H19.4	1.対象者 中小製造業者等のうち次の要件を満たすもの (1)市税を滞納していないこと (2)事業に必要な許可等を取得(見込みを含む)していること (3)市内に工場等を有していないこと(有している場合は、空き工場等を活	補助金 ○賃借料の 1/2 以内 ○限度額 月額8万円 ○12 ヶ月分交付

		用後も当該工場等において継続して事業を営むこと) 2.対象となる施設 3ヶ月以上入居者の決まらない工場、事務所等の施設(現状変更等により工場、事務所等として使用する施設を含む)及び財団法人松本ソフト開発センターの創業支援施設	

20203
長野県
上田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
上田市商工業振興条例	H18.3 H28.4 H31.4	○工場等を設置するための特定地域内公有地の取得事業で次の各号に該当するもの (1)用地取得面積 新設・移設・増設:500 ㎡以上 (2) 操業開始時期 新設・移設・増設:用地取得後5年以内 (3)工場等新設の場合は次の要件に該当するもの ア.地元雇用吸収力のある企業 イ.地元企業に外注加工等発注のできる企業 ウ.地元企業へ技術移転など技術力の向上に好影響を与える企業 エ.公害防止計画が適切にされている企業 オ.経営の安全性信用度など優良体質の企業 (4)操業開始後5年間、指定の用途に供すること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。	助成金 ○用地取得費に次の割合を乗じた額 新設・移設・増設 ・3/10 以内 ・3年間分割交付 ・限度額　3億円
		○工場等(製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、自然科学研究所に限る。)を設置するための指定地域内用地の取得事業で次の各号に該当するもの。 (1)用地取得面積 1,000 ㎡以上 (2)操業開始時期 用地取得後5年以内 (3) 操業開始後5年間、指定の用途に供すること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。	助成金 ○用地取得費に次の割合を乗じた額 新設・移設・増設 ・1/10 以内 ・2年間分割交付 ・限度額　1億円
		○特定地域内公有地を取得し、工場等を設置する事業で次の各号に該当するもの (1)新設については、当該施設に対する投下固定資産総額(土地を除く。)が1億円以上のもの	助成金 ○施設設置費に次の割合を乗じた額 新設・移設・増設

		(2)移設及び増設については、当該施設に対する投下固定資産総額(土地を除く。)が 3,000 万円以上のもの。ただし、増設の場合は、新設時の現有固定資産総額(土地を除く。)に対し増設部分の固定資産増加率(土地を除く。)が 30 パーセント以上のもの (3)用地取得後、5年以内に操業開始したもの (4)操業開始後5年間、指定の用途に供すること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない	・2/10 以内 ・2年間分割交付 ・限度額 5,000 万円
		○指定地域内の用地を取得し、工場等(製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、自然科学研究所に限る。)を設置する事業で次の各号に該当するもの (1)新設については、当該施設に対する投下固定資産総額(土地を除く。)が1億円以上のもの (2)移設については、当該施設に対する投下固定資産総額(土地を除く。)が3,000万円以上のもの。ただし、移設前施設の現有固定資産総額(土地を除く。)に対し、移設部分の固定資産総額(土地を除く。)が同額以上のもの (3)増設については、当該施設に対する投下固定資産総額(土地を除く。)が3,000万円以上のもの。ただし、増設前施設の現有固定資産総額(土地を除く。)と増設部分の固定資産総額(土地を除く。)との合計が、増設前施設の現有固定資産総額と同額以上のもの (4)用地取得後、5年以内に操業開始するもの (5)操業開始後5年間、指定の用途に供すること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。	助成金 ○施設設置費に次の割合を乗じた額 新設・移設・増設 ・10分の1.5以内 ・2年間分割交付 ・限度額 2,000万円
上田市中小企業融資要綱	H18.3	○企業立地促進資金 次のいずれかに該当する方 (1)市内又は市外で1年以上、研究開発や生産、流通の事業を営み、新たに市が認める工場用地若しくは指定地域へ工場等の新設又は移転、増設を行う方 (2)市が認める工場用地内の工場等に新たに設備導入を行う方 (3)長野県の「本社等移転促進助成金」の交付を受け本社機能の新設又は移転等を市内に行おうとする方	○利率 1.5% ○利子補給 0.5% (36 カ月) ○限度額 1 億円(設備資金)

20204
長野県
岡谷市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
岡谷市商工業振興条例	S56.4	○工場等新設・増設事業 ①土地取得助成 ・300 ㎡以上の土地を取得 ・新規に常勤雇用者(岡谷市民)を 1 年以上雇用(令和 4 年度 一部要件緩和あり) ・新設する工場等を 1 年以上操業 ・工場等の面積が取得した土地面積の 30%以上 ・建築確認済証の交付日又は売買契約の日から 30 日以内に承認申請書を提出 ※「研究所等」とは、先端的技術分野の研究を主として行う民間研究所又は開発型企業をいう。 ②建物取得助成 ・工場等の建設が市内業者 ・新規に常勤雇用者(岡谷市民)を 1 年以上雇用(令和 4 年度 一部要件緩和あり) ・新設する工場等を 1 年以上操業 ・工場等の面積が 300 ㎡以上 ・建築確認済証の交付日又は売買契約の日から 30 日以内に承認申請書を提出	助成金 ①土地取得助成 岡谷市内の特定地域(特別工業地区を除く)に土地を取得し、工場又は研究所等(※)を新・増設する場合に助成。 ≪助成率≫ ・投入した固定資産総額のうち、 土地取得額×30% ≪限度額≫ ・1 億円 (助成金が 1,000 万円を超える場合は 10 年以内に分割して交付) ②建物取得助成 岡谷市内の特定地域(特別工業地区を除く)に工場又は研究所等の新・増設する場合に助成。 ≪助成率≫ ・新設する工場等に係る 固定資産税相当額×3年間 ≪限度額≫ ・新設する工場等に係る初年度の 固定資産税相当額
		○工場移転事業 ①土地取得助成 ・従前の工場を工場として売却又は賃貸しないこと ・当該工場を 1 年以上操業 ・工場の面積が取得した土地面積の 30%以上 ・建築確認済証の交付日又は売買契約の日から 30 日以内に承認申請書を提出	助成金 ①土地取得助成 岡谷市内の住居地域から特定地域(特別工業地区を除く)へ工場を移転するため、市内特定地域の土地を取得し、工場を新・増設する場合に助成。 ≪助成率≫ ・投入した固定資産総額のうち、 土地取得額×30%

		②建物取得助成 ・工場の建設が市内業者 ・新設する工場を 1 年以上操業 ・建築確認済証の交付日又は売買契約の日から 30 日以内に承認申請書を提出	≪限度額≫ ・1 億円 （助成金が 1,000 万円を超える場合は 10 年以内に分割して交付） ②建物取得助成 岡谷市内の住居地域から特定地域（特別工業地区を除く）へ工場を移転するため、市内特定地域に工場を新・増設する場合に助成。 ≪助成率≫ ・新設する工場等に係る 固定資産税相当額×3年間 ≪限度額≫ ・新設する工場等に係る 初年度の固定資産税相当額
		（工場用地取得資金） ○中小企業者であって市内に工場等を有し、同一事業を1年以上経営している者が、工場用地等を取得するもの ○用地取得契約後 12 ヶ月以内に工場等の使用又は建設工事に着工するもの ○用地面積は工場建設面積の3倍以下とする ○用地取得費及び造成費が対象	融資 ○年利 2.7% ○貸付期間 10 年以内（据置2年以内含む） ○限度額 8,000 万円
創業のまち岡谷実現事業補助金交付要綱	H27.3	○独立創業後5年未満の中小企業者が、市内の貸工場、貸事務所を借りて創業した場合にその家賃に相当する経費を補助します。	補助金 ○補助率 1年間に支払った家賃の 1/2 以内 ○限度額 連続した2年間で 108 万円（1年分で 54 万円を限度）
岡谷市企業立地支援補助金交付要綱	H21.4	○市外の中小企業者（製造業・情報通信業等）が市内に工場、事務所等を借りて転入する場合、その家賃に対して助成。	補助金 ○補助率 1年間に支払った家賃の 1/2 以内 ○限度額 連続した2年間で 108 万円（1年分で 54 万円を限度）

20205
長野県
飯田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
基本計画策定集積業種 農林漁業関連業種 5,000 上記以外の指定集積業種 20,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
・飯田市企業立地促進事業補助金 ・飯田市企業振興促進事業補助金	H19.3 H19.9	【対象業種】 ○製造業 ○情報サービス業 ○インターネット付随サービス業 ○学術・開発研究機関 【対象ケース】 ○製造業の事業者が、工場、倉庫、資材置き場等を含む建物を建設、または空き物件等を購入・賃借して操業。 ○情報サービス業、インターネット付随サービス業の事業者が、事務所を建設、または空き物件等を購入・賃借して操業。 ○上記対象業種の研究機関等が研究開発施設を建設、または空き物件等を購入・賃借して操業。 ○上記対象事業者に建物を貸与する物件所有者が設備投資(新・増・改築)を実施。	(1)土地の取得・賃借費用補助 ⇒取得費用の 10～13% ⇒賃借費用の3～4年分 ※最大 5,000 万円 (2)固定資産税相当分の補助 ⇒土地・建物・機械装置に係る固定資産税 3～4年相当分 ※最大 5,000 万円 (3)地盤改良費用補助 ⇒地盤改良経費の 50% ※エリア指定あり ※最大 2,000 万円 (4)研究開発者雇用の補助 ⇒雇用1人につき 20 万円 ※最大 200 万円 (5)環境配慮型発電施設等の設置補助 ⇒発電施設の固定資産税3年相当分 ※最大 50 万円 (6)緑化経費の補助

		○川路・竜丘地区計画地区に立地。	⇒経費の 20% ※エリア指定あり ※最大 300 万円
飯田市中小企業振興資金融資あっせん規則	S48.3	次のいずれにも該当する中小企業者 1　本社又は支社等が飯田市の区域に住所を有すること 2　飯田市の区域において、1年以上継続して同一事業を営んでいること 3　飯田市に納付すべき税を完納していること	

詳しくはこちら(飯田市産業振興課　金融政策係)

20206

長野県

諏訪市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
諏訪市工場等立地促進条例	H19.3	＜投下固定資産税補助事業＞ 市内の特定地域で 1,000 万円以上の工場等(研究施設を含む)を新設・移設・増設又は空き工場の取得をするもの	助成金 ○増加する固定資産税額に次の率を乗じた額 (1)土地・家屋 初年度　100/100 2年度　80/100 3年度　60/100 (2)償却資産 初年度　50/100 2年度　40/100 3年度　30/100
諏訪市貸工場・貸事務所家賃補助金	H25.4	市内の工場又は事務所を借りて新たに事業を営む中小企業者又は事業所を借りて事業を営む市外から市内に転入した中小企業者	補助金 契約から 12 ヶ月に限り賃貸借料の 1/2 以内の額(ただし予算の範囲内で月額上限 10 万円)

20207

長野県

須坂市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
須坂市商工業振興条例 須坂市商工業振興条例施行規則	H8.3	＜用地取得＞ (1) 工場等若しくは事業所を特定地域内に新設、移転又は増設するために用地取得をするもので、用地取得後3年以内(地域未来投資促進法による開発地域を除く)に操業を開始するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、その期間を延長することができる。 (2) (1)に定めるもののほか、日滝原産業団地及びインター須坂産業団地については、工場等若しくは事業所を当該地域内に新設、移転又は増設するために、須坂市の貸付特約付分譲制度を利用し、用地賃借後引き続き操業するため当該用地を取得したもの (1)及び(2)について、補助金の支払いを完了する年の翌年の4月1日から起算して5年以上操業を継続するものとし、過去に当該事業の補助金の交付を受けた用地については補助対象としない。	補助金 (1) 用地取得価格から5,000万円を減じて得た額に 10 分の3を乗じて得た額以内の額とし、3,000 万円を限度とする。 (2) 日滝原産業団地については、用地取得価格から4,000万円を減じて得た額に 10 分の3を乗じて得た額以内の額とし、次に掲げる場合のいずれか多い方の額を限度とする。 ア 取得面積が 12,000 ㎡までは3,000万円、12,000㎡を超え24,000㎡までは 4,000 万円、24,000 ㎡を超え 36,000 ㎡までは 5,000 万円、36,000 ㎡を超える場合は 6,000 万円 イ 投下固定資産の総額が、3億円を超え5億円までは 4,000 万円、5億円を超え 10 億円までは 8,000 万円、10 億円を超える場合は1億2,000万円 (3) インター須坂産業団地については、取得面積に㎡当たり3,100円を乗じて得た額(1億 2,000 万円を限度とする。)と(1)に定める額を比較し、多い方の額を補助額とする。 (4) 地域未来投資促進法で事業者により初めて開発された地域は、用地取得価格から 5,000 万円を減じた額に 10 分の3を乗じて得た額以内の額とし、1億2,000万円を限度とする。
		＜用地賃借＞	補助金

		○工場等若しくは事業所を特定地域内に新設、移転又は増設するために用地(3,300 ㎡以上の用地とする。)を賃借するもので、用地賃借後3年以内に操業を開始するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、その期間を延長することができる。 補助金の支払いを完了する年の翌年の4月1日から起算して5年以上操業を継続するものとする。	○当該用地の賃借料に 10 分の 10 を乗じて得た額以内の額とし、200 万円を限度とする。ただし、日滝原産業団地については5年間の継続とし、毎年度における用地の賃借料に 10 分の 10 を乗じて得た額以内の額とし、5年間の合計額は 4,000 万円を限度とする。
		＜新設事業(建物等設置)＞ ○工場等又は事業所を特定地域内に新設するために建物等を設置するもので、当該建物等に対する投下固定資産総額が次に掲げる要件に該当するもの (1) 日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に定める大分類のうち製造業である商工業者の場合 ア 中小企業者等 2,000 万円以上 イ 上記以外の企業者 5億円以上 (2) 日本標準産業分類に定める大分類のうち製造業以外の商工業者の場合 ア 中小企業者等 1,000 万円以上 イ 上記以外の企業者 2億 5,000 万円以上	補助金 ○当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内の額とし、2,000 万円を限度とする。ただし、日滝原産業団地及びインター須坂産業団地及び地域未来投資促進法で事業者により初めて開発された地域は3年間の継続とし、毎年度における当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内の額とし、3年間の合計額は 2,000 万円を限度とする。(地域未来投資促進法で事業者により初めて開発された地域は4,000万円を限度とする。)
		＜移転事業(建物等設置)＞ ○工場等又は事業所を特定地域内に移転するために建物等を設置するもので、当該建物等に対する投下定資産総額が次に掲げる要件に該当するもの ア 中小企業者等 1,000 万円以上 イ 上記以外の企業者 2億 5,000 万円以上	補助金 ○当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内の額とし、2,000 万円を限度とする。ただし、日滝原産業団地及びインター須坂産業団地については3年間の継続とし、毎年度における当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内の額とし、3年間の合計額は 2,000 万円を限度とする。 企業定着促進事業のイ 移転事業による補助金の交付を受けた者は、この補助金の交付対象者となることができない。
		＜増設事業(建物等設置)＞ ○工場等又は事業所を特定地域内に増設するために建物等を設置するもので、当該建物等に対	補助金 ○当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内の

		する投下固定資産総額が次に掲げる要件に該当し、かつ、増設前の固定資産評価額に対する増設部分の固定資産評価額の割合が 30%以上のもの ア 中小企業者等 1,000 万円以上 イ 上記以外の企業者 2億 5,000 万円以上	額とし、2,000 万円を限度とする。ただし、日滝原産業団地及びインター須坂産業団地及び地域未来投資促進法で事業者により初めて開発された地域~~に~~は3年間の継続とし、毎年度における当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内の額とし、3年間の合計額は 2,000 万円を限度とする。(地域未来投資促進法で事業者により初めて開発された地域は 4,000 万円を限度とする。)
		＜改築事業＞ ○工場等を特定地域内において改築するもので、改築後の建物等に対する投下固定資産総額が 1,000 万円以上であり、かつ、改築前の固定資産税評価額に対する改築後の固定資産税評価額の割合が 200%以上のもの	補助金 ○当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内の額。ただし、500 万円を限度とする。
		＜本店支店新設移転奨励事業＞ ○次に掲げる業種(法令等で定められた環境保全に関する各種規制を遵守しているもの)で、市内に本店支店を新設し、又は市外から移転する企業者(法人に限る。)。 (1) 製造業 (2) 運輸業 (3) 情報通信業 (4) 特定業種 (5) 建設業 補助金の支払いを完了する年の翌年の4月1日から起算して5年以上操業を継続するものとし、この事業による補助金の交付を受けた者は、再びこの補助金の交付対象者となることができない。	補助金 (1) 新設又は移転後初めて賦課される法人市民税均等割相当額(年額)の 10 分の 10 を乗じて得た額以内の額とする。ただし、日滝原産業団地については3年間継続して交付するものとする。 (2) 東日本大震災の被災地域の中小企業者については、新設又は移転後初めて賦課される法人市民税均等割相当額(年額)の 10 分の 20 を乗じて得た額以内の額とする。ただし、日滝原産業団地については3年間継続して交付するものとする。
		＜特定地域内空き工場等活用促進事業＞ ○次に掲げる業種で、特定地域内(工場系用途地域)に操業していない工場等若しくは事業所の建物等を取得又は賃借するもので、当該建物等の改修又は設備の導入を行い、取得後又は賃借契約日1年以内に操業を開始したもの。 ただし、市長が特に認めた場合は、その期間を延	補助金 (1)当該建物等に対する投下固定資産総額に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、100 万円を限度とする。 ただし、当該建物等の改修及び設備の導入の全部又は一部を、市内に事業所を有する者に発注した場合に

		長することができる。 (1)製造業 (2)運輸業 (3)情報通信業 (4)特定業種 (5)建設業	は、5分の3を乗じて得た額以内の額とし、120 万円を限度とする。 (2)当該建物等に対する固定資産税総額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内の額とし、2,000 万円を限度とする。 ただし、新設の場合は、3年間の継続とし、毎年度における当該建物等に対する固定資産税総額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内の額とし、3年間の合計額は 2,000 万円を限度とする。 交付については、(1)又は(2)のどちらかのみとする。
		＜指定施設設置事業＞ ＜寮・福利厚生施設設置事業、産廃処理施設設置事業、共同施設設置事業＞ ○市内の中小企業者等が市内に指定施設(寮及び福利厚生施設、公害防止施設、産業廃棄物処理施設、共同施設をいう。以下同じ)を設置するもの	補助金 ○当該指定施設の固定資産税総額に 10 分の 20 を乗じて得た額以内の額 ただし、500 万円を限度とする
		＜環境整備事業＞ ＜工場等・事務所緑化事業＞ ○工場等又は事業所を新設、移転、増設する事業に併せて当該敷地の 20%以上の面積に花木を植栽するもの	補助金 ○植栽に要する経費 ただし、50 万円未満を除く 2/10 以内の額 ただし、500 万円を限度とする
		＜企業定着促進事業＞ ＜移転事業＞ ○工場等及び事業所が、都市計画法に定める工業系用途地域へ移転した場合	補助金 ○移転にかかる投下固定資産総額の2分の1を乗じた額以内とし、100 万円を限度とする。 ただし、経費の全部または一部を市内業者発注の場合は、5分の3を乗じた額以内とし、120 万円を限度とする。
		＜公害防止施設設置事業＞ ○次に掲げる業種で、既設の工場等及び事業所が騒音・振動等を防止する設備の新規導入又は改修を行うもの。 (1) 製造業 (2) 運輸業 (3) 情報通信業	補助金 ○新規導入及び改修に係る経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、50 万円を限度とする。ただし、当該新規導入及び改修の全部又は一部を、市内に事業所を有する者に発注した場合には、5分の3を乗じて得た額以内の額とし、60

		(4) 特定業種 (5) 建設業	万円を限度とする。
		＜移転事業＞ ○次に掲げる業種(法令等で定められた環境保全に関する各種規制を遵守しているもの)で、工場等及び事業所の移転を行うもの。 (1) 製造業 (2) 運輸業 (3) 情報通信業 (4) 特定業種 (5) 建設業 移転事業(建物等設置)による補助金の交付を受けた者は、この補助金の交付対象者となることができない。	移転にかかる投下固定資産総額の2分の1を乗じて得た額以内の額とし、100 万円を限度とする。ただし、当該移転の全部または一部を、市内に事業所を有する者に発注した場合には、5分の3を乗じて得た額以内の額とし、120 万円を限度とする。
	H8.3	(地域新エネルギービジョン重点プロジェクト設備導入支援事業) ○中小企業者等が地域新エネルギービジョンの重点プロジェクト(※)に記載されている設備で、新たに設置するもの ただし、発電事業者は除く。 ※太陽光発電、木質バイオマス(ペレットストーブ、小水力発電施設	補助金 ○当該設備の設置に要する経費に4分の1を乗じて得た額以内の額とし、30 万円を限度とする。 ただし、経費の全部または一部を市内に事業所を有する者に発注した場合には、2分の1を乗じた額以内の額とし、50 万円を限度とする。

20208

長野県

小諸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法 100,000	―	免除	建物に関わる固定資産税	3年
生産性向上特別措置法 機械及び装置 1,600 工具 300 器具及び備品 300 建物付帯設備 600	―	免除	取得した生産設備に関わる固定資産税	3年

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
小諸市工場等立地促進助成金交付規則	H29.4	〈工場等用地取得事業助成金〉 ○次のいずれかの事業者 製造業／電気・ガス・熱供給・水道業／情報通信業／運輸業／卸売業、小売業／学術研究、専門・技術サービス業／教育・学習支援業 ○取得する用地の面積が 1,000 ㎡以上で取得した用地に延床面積 20%以上の工場等を建設すること ○賃貸目的ではなく、取得後2年以内に操業開始すること	(基本)用地取得費及び取得した用地の造成費の 100 分の 30 以内 (居ぬき)用地取得用の 100 分の 10 以内 (特別)情報技術産業、研究開発及び人材育成に係る施設の場合、その他市長が認めるものは 100 分の 50 以内 1億円もしくは、取得面積(1㎡ごと)×5,000 円の少ない方を限度額とする。
		〈工場等整備事業助成金〉 ○次のいずれかの事業者 製造業／電気・ガス・熱供給・水道業／情報通信業／運輸業／卸売業、小売業／学術研究、専門・技術サービス業／教育・学習支援業 ○2次取得、改修費用、市の助成制度(生産設備取得事業)で対象となった生産設備	新築又は増築した工場等及びその工場等に設置するために新たに取得した生産設備の 100 分の3以内。ただし、工場等用地取得事業助成金対象者は 100 分の5以内 5.000 万円を限度とする。

		は対象外 ○賃貸目的ではなく、自身で活用すること	
		〈市内雇用拡大事業助成金〉 工場等用地取得事業及び工場等整備事業対象者のうち、以下の条件を満たす従業員を雇用すること ①工場等用地取得事業及び工場等整備事業を利用し建設した工場等で雇用する従業員 ②小諸市の住民登録台帳に登録された従業員 ③操業開始の前後1年以内に常用雇用者として雇い入れた従業員 ④操業開始後1年以上継続して雇用した従業員 ⑤社会保険加入の従業員	従業員一人につき 20 万円。ただし上限は 2,000 万円とする。 申請は1事業者1度とし、操業開始後 14 月以内に申請することとする 解雇した従業員は対象者から除く
		〈生産設備取得事業助成金〉 ○市内に事業所を置く製造業者が直接生産の用に供する生産設備の新たな取得に応じて助成。 ○対象となる生産設備は1台 1,000 万円以上のもの。ただし、小規模事業者の場合は1台 500 万円以上のもの ○2次取得、工場等整備事業で対象となった生産設備は対象外とする。	助成額は事業費の 100 分の3以内とし、限度額は1社 200 万円とする

20209
長野県
伊那市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
伊那市商工業振興条例	H18.3	1.市内に住所を有しない企業による市内への工場等の新設（用地については取得後3年以内に工場等建設着手又は操業したものを補助対象） （償却資産のみ取得の場合は単年度補助金限度額300万円）	補助金 (1)投下固定資産総額 1,000 万円以上で常時使用する従業員が5人以上の場合 当該固定資産税相当額 100%以内を補助金として1年のみ交付 (2)投下固定資産総額 5,000 万円以上で常時使用する従業員が5人以上の場合 建物を含む場合は、当該固定資産税相当額を補助金として初年度 100%以内、2年度 100%以内を交付 償却資産のみの場合は、当該固定資産税相当額を補助金として初年度 100%以内、2年度 75%以内を交付 (3)投下固定資産総額 10,000 万円以上で常時使用する従業員が5人以上の場合 建物を含む場合は、当該固定資産税相当額を補助金として初年度 100%以内、2年度 100%以内、3年度 100%以内を交付 償却資産のみの場合は、当該固定資産税相当額を補助金として初年度 100%以内、2年度 75%以内、3年度 50%以内を交付 (4)投下固定資産総額 100,000 万円以上で常時使用する従業員が5人以上の場合 建物を含む場合は、当該固定資産税相当額を補助金として初年度 100%以内、2年後 100%以内、3年度 100%以内、4年度 50%以内を交付 償却資産のみの場合は、当該固定資産税相当額を補助金として初年度 100%以内、2年度 75%以内、3年度 50%以内、4年度 25%以内を交付
		2.市内に工場等若しくは指定施設を有していない企業による産業用地の取得	補助金 市が所有する面積 3,000 ㎡以上の産業用地を購入し、3年（災害等不可抗力により、遅延する場合は5年、市長が特別に認める場合は4年）以内に操業を開始した場合、用地取得費の 1/3 以内（上限 1 億 5,000 万円）を 3 年間で分割交付

		3.市内に住所を有する企業による市内への工場等の移設又は増設(用地については取得後3年以内に工場等建設着手又は操業したものを補助対象) (償却資産のみ取得の場合は単年度補助金限度額300万円)	(1)投下固定資産総額1,000万円以上の場合 当該固定資産税相当額 100%以内を補助金として1年のみ交付 (2)投下固定資産総額5,000万円以上の場合 建物を含む場合は、当該固定資産税相当額を補助金として初年度100%以内、2年後100%以内を交付 償却資産のみの場合は、当該固定資産税相当額を補助金として初年度100%以内、2年度75%以内を交付 (3)投下固定資産総額10,000万円以上の場合 建物を含む場合は、当該固定資産税相当額を補助金として初年度 100%以内、2年後 100%以内、3年度 100%以内を交付 償却資産のみの場合は、当該固定資産税相当額を補助金として初年度100%以内、2年度75%以内、3年度50%以内を交付 (4)投下固定資産総額100,000万円以上の場合 建物を含む場合は、当該固定資産税相当額を補助金として初年度100%以内、2年後100%以内、3年度100%以内、4年度50%以内を交付 償却資産のみの場合は、当該固定資産税相当額を補助金として初年度100%以内、2年度75%以内、3年度50%以内、4年度25%以内を交付
		4.市内に工場等を有する新規企業以外の企業による産業用地の取得	補助金 市が所有する面積3,000㎡以上の産業用地を購入し、3年(災害等不可抗力により、遅延する場合は5年、市長が特別に認める場合は4年)以内に操業を開始した場合、用地取得費の3/10以内(上限1億5,000万円)を3年間で分割交付 ただし、操業開始時に10名以上の新規雇用がある場合は1/3以内
		5.市内への工場等の新設、移設、増設に伴う新規従業員の雇用	特定地域への工場等の新設、移設又は増設(投下固定資産額が5,000万円以上の場合)に際し、市内から10名以上の新規従業員を1年間以上雇用した場合に、市内採用従業員×10万円(上限500万円)を交付

20210
長野県
駒ヶ根市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
農林漁業関連 5,000 上記以外の指定集積業種 20,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
駒ケ根市企業立地振興条例	H9.3	○同意促進区域内への工場等の新設、移設又は増設 企業立地計画の承認を受け、必要な用地の取得を行おうとするもの ただし、当該用地の取得費を除く投下固定資産の総額が2億円を超え、かつ、用地取得の日から3年以内に操業を開始するもの又は、新規雇用(雇用保険適用者)が 10 人以上期待できるもの	助成金 ○用地取得費に対する助成 **※ 別表1参照** ※同意促進区域:地域未来投資促進法により認定を受けた地域(市内全域)
		(1)特定地域への工場等の新設 土地、家屋及び償却資産投下固定資産が5億円以上で新規雇用 10 人以上が期待できるもの (2)特定地域への工場等の新設 土地及び家屋の投下固定資産が 3,000 万円以上で土地の取得から3年以内に工場等の建設に着工したもの (3)特定地域への工場等の移設 土地及び家屋の投下固定資産が 3,000 万円以上で土地の取得から3年以内に工場等の建設に着工したもの (4)特定地域における工場等の増設 中小企業者が行なう工場等の増設で、土地及び家屋の投下固定資産が 3,000 万円以上のもの又は家屋の投下固定資産が 1,000 万円以上のもの (5)特定地域における空き工場の取得 取得に係る土地及び家屋の投下固定資産の総額が、3,000万円以上のもので、取得後3年以内に事業の用に供する見込みのあるもの	助成金 ○固定資産税等に対する助成 **※ 別表2参照** ※特定区域:工場適地、工専地域、工業地域、準工地域、農工地区 特認地域:市長が特に認めた地域

		(6)同意促進区域への工場の新増設 地域未来投資促進法における同意促進区域へ、県知事に承認を得た牽引事業計画による工場等の新増設で、新規雇用が 10 人以上期待できるもの	
		○駒ケ根市において工場等の新設、移設、増設又は空き工場の取得を行なおうとするもの	融資 駒ケ根市企業立地振興資金 ①工場適地、工専地域、工業地域、準工地域、農工団地及び公社分譲地への立地に対しては、所用資金の 80%以内で6億円を限度として融資 ○貸付期間 15 年以内 分割返済(据置3年以内) ②①以外の地域への立地に対しては、所用資金の 80%以内で2億円限度に融資 ○貸付期間 15 年 分割返済(据置3年以内)

別表１　用地取得費に対する助成

	地区	用地取得費に対する助成			
		従前の所有区分	助成率	限度額	交付の方法
○同意促進区域内への工場等の新設、移設又は増設	同意促進区域(市内全域)	公有地 民有地	30/100 20/100	3億円 〃	3年間の分割交付 〃

別表２　固定資産税等に対する助成（数字は助成率）

	地区	固定資産税に対する助成				不動産取得税に対する助成
		年数	土地	家屋	償却資産	
(1)特定地域内への工場等の新設	特定地域	第1年度 第2年度 第3年度	100/100 〃 〃	100/100 〃 〃	100/100 〃 〃	100/100 以内
(2)特定地域内への工場等の新設	特定地域	第1年度 第2年度 第3年度	100/100 75/100 50/100	100/100 75/100 50/100	50/100 37.5/100 25/100	―
	特認地域	第1年度 第2年度 第3年度	50/100 37.5/100 25/100	50/100 37.5/100 25/100	25/100 18.75/100 12.5/100	―
(3)特定地域内への工場	特定地域	第1年度	100/100	100/100	50/100	―

等の移設		第2年度 第3年度	75/100 50/100	75/100 50/100	37.5/100 25/100	
	特認地域	第1年度 第2年度 第3年度	50/100 37.5/100 25/100	50/100 37.5/100 25/100	―	―
(4)特定地域内への工場等の増設	特定地域	第1年度 第2年度 第3年度	100/100 75/100 50/100	100/100 75/100 50/100	―	―
	特認地域	第1年度 第2年度 第3年度	50/100 37.5/100 25/100	50/100 37.5/100 25/100	―	―
(5)特定地域内における空き工場の取得	特定地域	第1年度 第2年度 第3年度	100/100 75/100 50/100	100/100 75/100 50/100	―	―
(6)促進区域への工場の新増設	促進区域	第1年度 第2年度 第3年度	100/100 〃 〃	100/100 〃 〃	100/100 〃 〃	100/100 以内

20211

長野県

中野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
家屋・構築物・土地の取得価格の合計額が、1億円超(農林漁業関連業種に係るものにあっては5千万円超)	なし	家屋・構築物・土地に係る固定資産税を課税免除	北信州地域基本計画で定めた地域経済をけん引する事業の業種	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
中野市商工業振興条例	H17.4 R6.3 改正	【工場】 1.用地取得 ・工場(製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、学術・開発研究機関の用に直接供する建物並びに構築物)用地の取得 ・用地取得後3年以内に操業 ・新設は市内常時雇用者5人以上 ・増設・移設は市内常時雇用者5人以上増加 2.工場設置 ①家屋の投下固定資産総額が 2,000 万円以上 ②償却資産の投下固定資産総額が 1,000 万円以上	1.用地取得 用地取得価格×30%を助成 (限度額:1億 5,000 万円) ・3年間分割交付 2.工場設置 ①家屋に係る固定資産税相当額に次の割合を乗じた額を助成 (限度額なし) 初年度・2年度 100/100 3年度 80/100 ②償却資産に係る固定資産税相当額に次の割合を乗じた額を助成 (限度額:年額 200 万円) 初年度 80/100、2年度 50/100 1.用地取得 用地取得価格×30%を助成 (限度額:1億円) ・3年間分割交付

		【店舗】 1.用地取得 ・店舗(小売業の用に直接供する建物並びに構築物)用地の取得 ・用地取得後3年以内に営業 ・新設は市内常時雇用者5人以上 ・増設・移設は市内常時雇用者5人以上増加 2.店舗設置 ①家屋の投下固定資産総額が 1,000 万円以上 ②償却資産の投下固定資産総額が 500 万円以上	2.店舗設置 ①家屋に係る固定資産税相当額に次の割合を乗じた額を助成 (限度額なし) 初年度・2年度 100/100 3年度 80/100 ②償却資産に係る固定資産税相当額に次の割合を乗じた額を助成 (限度額:年額 100 万円)
中野市中小企業融資規程		○創業支援資金 創業者で、事業実施のために資金を必要とするもの	①運転資金 貸付限度額:1,000 万円以内 貸付利率:年 1.0%。 ※認定特定創業者又は空き店舗を活用する創業者は年 0.9%。 貸付期間:7年以内(うち 12 月以内の据置期間を含む。) ②設備資金 貸付限度額:1,500 万円以内 貸付利率:年 1.0%。 ※認定特定創業者又は空き店舗を活用する創業者は年 0.9%。 貸付期間:10 年以内(うち 12 月以内の据置期間を含む。)
中野市創業支援資金利子補給金交付要綱		創業支援資金の融資を受けた創業者	交付額:1月1日から 12 月 31 日までに償還した創業支援資金に対する利子(延滞分を除く。)の全額。 交付対象:期間初回償還月から 36 月以内

20212
長野県
大町市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
地域未来投資促進法に規定する同意基本計画により定められた促進区域において、承認地域経済牽引事業者が所有する建物、構築物、土地	課税免除	固定資産税	3年間
新過疎法による固定資産税の課税免除 ・製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業 ・土地、建物、設備の取得　500 万円以上 ※資本金額により異なる。	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
大町市工場等誘致振興条例	H14.9	1.工場等設置事業 市内へ工場等を設置するための事業で次に該当するもの (1)当該工場等の設置に係る用地取得価格（新設又は移設の場合は、用地取得後3年以内、増設の場合は用地取得後2年以内に操業開始した場合に限る。）及び投下固定資産総額並びにリースによる償却資産のリース会社における取得価額の合計額 ア. 新設又は移設の場合 2,400 万円以上 イ. 増設の場合 1,000 万円以上 (2)当該工場等の操業開始時における新規常用雇用者数 ア. 新設の場合 10 人以上（小規模企業者3人以上、中小企業者5人以上） イ. 移設又は増設の場合 5人以上増加（小規模企業者1人以上、中小企業者3人以上増加）	助成金 1.対象地域内における新設、移設又は増設 (1)左欄第1号に掲げる用地の取得価格及び工場等の設置に係る投下固定資産総額の合計額に、次の操業開始時における新規常用雇用者数（移設又は増設の場合は、増加数）が該当する助成率を乗じて得た額以内。 ただし、新設又は移設の場合は3億円を限度とし、増設の場合は 5,000 万円を限度とする。 交付は、新設又は移設の場合は3年間、増設の場合は2年間に分割できるものとする。（累計限度額4億円） ○新規常用雇用者数と助成率 3(1)～19 人　8/100 20～39 人　10/100 40～59 人　12/100 60～79 人　14/100 80～99 人　16/100 ※100 人以上は、10 人ごとに 1/100 を加算する。 ※新規常用雇用者のうち、市内に住所を有する正規社員が半数以上含まれる場合は、2/100 を加算する。 ※助成率は 30/100 を限度とする。 (2)新設、移設又は増設に伴う土地、建物及び償

			却資産(リースによる償却資産を含む)に係る固定資産税相当額に次の助成率を乗じて得た額以内 ア 新設又は移設の場合 ①第1年度 100/100 ②第2年度 100/100 ③第3年度 50/100 ただし、農村地域工業等導入地区への立地の場合の助成率は 100/100 とし、3年間交付する イ 増設の場合 ①第1年度 100/100 ②第2年度 100/100
		2.公害防止施設設置事業 大町市環境保全に関する条例(昭和 46 年条例第5号)第 21 条に規定する施設で当該施設費 300 万円以上のもの	○当該公害防止施設費に 20/100 を乗じて得た額以内。 ただし、1,000 万円を限度額として交付する。
大町市中小企業振興条例	S54.3	○中小企業融資制度資金 工場等の新設、移設又は増設に係る用地取得の資金	融資 ○限度額 3,000 万円 ○償還期間 10 年以内 ○利率 2.1%

詳しくはこちら大町市企業立地支援制度-大町市工場等誘致振興条例に基づく助成金

大町市企業立地支援制度 https://www.city.omachi.nagano.jp/00013500/support.html

20213
長野県
飯山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
増設 1,000 新設・移設 2,000	増加 1 増加 5	課税免除及び不均一課税 (初年度～2年度免除) (3年度 20%課税)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
飯山市企業立地振興条例	H21.4	○市が分譲する用地を取得し、3年以内に操業又は事業を開始 (1)新設・移設の場合 常勤雇用者　5人以上 (2)増設の場合 常勤雇用者　5名以上増加	補助金 ○用地取得額に、次に掲げる率を乗じて得た額以内。 ただし、1億 5,000 万円を上限とし、3年間に分割交付。 ○常勤雇用者数と助成率 5～29 人　21/100 30～49　30/100 50 人～　50/100
		○指定地域(工専、工業、準工、工適、農工等)内において、リース契約による償却資産(耐用年数5年以上)を設備 投下固定資産額　1,000 万円以上 常勤雇用者　1名以上新たに雇用	補助金 ○リース契約に係る固定資産税相当額に、次に掲げる率を乗じて得た額以内 初年度　100/100 2年度　70/100 3年度　50/100
		○克雪企業育成対策事業 指定地域(工専、工業、準工、工適、農工等)内における消融雪施設の整備、除雪用機械の購入(各2回まで)	補助金 ○補助率　1/3 以内 ○限度額　200 万円 ※新設企業の場合については、最初に受ける助成に限り 1/2 以内(限度額 1000 万円)
		○企業公害防止対策事業 指定地域(工専、工業、準工、工適、農工等)内における大気汚染、水質汚濁、騒	補助金 ○補助率　1/2 以内 ○限度額　300 万円

		音、振動、悪臭等を防止又は除去する施設の整備	ただし、都市計画法に規定する第 1 種住居地域に隣接する起業（工業専用地域内に立地する企業に限る。）のうち、市長が特に必要と認める場合は 10 分の 9 以内
		○ISO登録支援事業 市内に事業所を有する企業が、ISO14000シリーズの登録に要する経費のうち、 (1)専門家への委託経費 (2)審査登録の申請経費	補助金 ○補助率　30/100 以内 ○限度額　120 万円

20214
長野県
茅野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
茅野市中小企業振興条例	H28.6.28 一部改正	○特定地域（工適、準工、工業、工専、特認）内に中小企業者等が新増設する工場 1.新設 投下固定資産総額（指定施設を除く）が2,000万円以上 2.増設 現有固定資産評価（指定施設及び当該指定施設を設置する土地を除く）に対し、増設分の固定資産評価額の増加率が20%以上 3.市外業者による空き工場等を活用した工場設置 投下固定資産総額が2000万円以上。 ただし、当該空き工場の売主又は貸主が買主又は貸主と同一とみなされる場合その他の規則で定める場合は除く。 4.市内業者による空き工場等を活用した工場設置 現有固定資産評価額に対し、当該工場設置による固定資産評価額の増加率が 20%以上であること。 以下、上記3のただし書きと同じ。	補助金 1.新設（補助の期間3箇年） ・投下固定資産の課税標準額の1.4/100 ・限度額　1箇年 建物…800万円 償却資産…300万円 土地…500万円 2.増設（補助の期間2箇年） ・投下固定資産の課税標準額の1.4/100 ・限度額　1箇年 建物…500万円 償却資産…200万円 土地…500万円
		○指定施設設置事業 1.中小企業者等が設置する、経費が300万円以上の公害防止施設 2.中小企業者等が設置する、経費が100万円以上の廃棄物処理施設 ただし、廃棄物を焼却処理する施設を除く 3.中小企業者等が設置する、経費が500万円以上の従業員のための福利厚生施設	補助金 1.設置に要する経費の10/100 限度額　800万円 2.設置に要する経費の5/100 限度額　20万円 3.設置に要する経費の10/100 限度額　300万円
		○観光施設設置事業 1.新設 投下固定資産総額が2,000万円以上	補助金 新設・増改築（補助の期間3箇年） ・投下固定資産の課税標準額の

		ただし、10 年以上市内において旅館業を営む者が設置する宿泊施設であること。 2.増改築 　現有固定資産評価に対し、増改築分の固定資産評価額の増加率が 20%以上 　以下、上記 1 のただし書きと同じ。	1.4/100 ・限度額　1箇年 建物…800 万円 償却資産…300 万円 土地…500 万円
		○空き店舗等活用事業 中小企業者が空き店舗等で小売業及びサービス業を営むために新たに出展する事業で、整備に係る費用が 200 万円以上	補助金 内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事、電気工事に要する経費の 20/100 限度額　200 万円
		○開業資金 1　個人及び法人が、市内に住所を有している方であって、市内における新規開業予定者及び新規開業者（開業後 1 年未満）で、事業実施のための資金を必要とする方 2　上記対象者で、空き店舗・空き工場等を活用して小売業、サービス業、製造業を開業する方	融資 【設備資金】 限度額　1,500 万円 金利　年 1.1% 【運転資金】 限度額　1,000 万円 金利　年 1.1%
茅野市製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金交付要綱	H30.3.12	○労務環境改善・競争力強化促進補助金 製造業の中小企業者で、従業員に対する負荷を軽減させるために設置する器具、機械又は装置か、既存製品の生産性向上、生産品の変更または新製品の生産のために設置する設備等。ただし、取得価格が 1 台 30 万円以上のものに限る。	補助金 設置に要する経費の9～20% 限度額　最大 55 万円

詳しくはこちら（茅野市補助金制度）

20215
長野県
塩尻市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法による課税免除 基本計画策定集積業種 農林漁業関連業種 5,000 上記以外の指定集積業種 10,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
塩尻市商工業振興条例	S60.3	《工場等設置事業》 1.工業系地域内に工場等(建物に限る)を新設するもので、新設に直接要する経費が3,000万円以上 2.工業系地域内に工場等(建物に限る)を移設又は増設するもので、移設又は増設に直接要する経費が2,000万円以上 3.特定地域(地方公共団体等が造成した工業団地等)内に工場等(建物に限る)を新設、移設又は増設するもので、新設、移設又は増設に直接要する経費が2,000万円以上	補助金 当該工場等の新設、移設又は増設に伴う建物及びそれに伴い新たに取得した償却資産に係る固定資産税相当額に、以下の補助率を乗じて得た額以内 1.工業系地域内に新設、移設又は増設するもの (1)補助率　初年度　80/100 2年度　60/100 3年度　40/100 (2)限度額 3年間の合計で1億円 2.特定地域内に新設、移設又は増設するもの (1)補助率　初年度　100/100 2年度　80/100 3年度　60/100 (2)限度額 3年間の合計で1億円
		《工場用地取得事業》 1.工場を新設、移設又は増設するため、工業系地域内にその用地を取得するもので、用地取得面積が	補助金 当該取得用地に係る固定資産税相当額に、以下の補助率を乗じて得た額以内 1.工業系地域内に工場等の用地を取得するもの

		500 ㎡以上で、用地取得後3年以内に操業開始 2. 工場を新設、移設又は増設するため、特定地域内にその用地を取得するもので、用地取得後3年以内に操業開始(ただし、市長が認める場合は2年を限度とする延長あり)	(1)補助率 初年度 80/100 2年度 60/100 3年度 40/100 (2)限度額 3年間の合計で 3,000 万円 2.特定地域内に工場等の用地を取得するもの (1)補助率 初年度 100/100 2年度 80/100 3年度 60/100 (2)限度額 3年間の合計が 4,000 万円
		《企業立地支援資金》 中小企業者等が特定地域又は工業系地域内に工場等を新設、移設又は増設するために必要な設備資金で、日本標準産業分類に規定する以下の業種であるもの 1.製造業 2.情報サービス業 3.道路貨物運送業 4.倉庫業 5.こん包業 6.卸売業	融資 1.資金使途 設備 2.貸付限度額 1億円 3.貸付利率 年 2.0% 4.返済期間 15 年以内 5.保証人 原則として要しない 6.担保 必要に応じて徴する 7.利子補給 特定地域内に工場等を新設又は移設した場合、当該事業に係る借入れ実行後3年間の借入利子全額を補助

20217
長野県
佐久市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
産業振興促進区域 製造業又は旅館業 500 (資本金の額等が 5,000 万円超 1 億円以下である法人が行うものにあっては 1,000 万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあっては 2,000 万円とする。) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500	―	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法の基本計画区域 (土地・家屋・構築物)農林漁業及びその関連業種 5,000 上記以外 10,000	―	課税免除		
地方活力向上地域 3,800(中小事業者、中小企業者及び中小通算法人にあっては 1,900 万円)	―	(移転型)課税免除 (拡充型)不均一課税		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
佐久市商工業振興条例	H17.4	工場等用地取得事業 別表1参照	助成金 ○工場等を新設・移設・増設するために取得した用地の取得費の一部を助成
		工場等設置事業 別表2参照 別表5参照	助成金 ○工場等の建物・償却資産を新設・移設・増設した時に固定資産税相当額の一部を助成 ○市内で製造業等を既に営んでいる者に限り工場建物・償却資産等の取得費の一部を助成
	H21.9	企業立地雇用支援事業 別表3参照	助成金 ○工場等を新設・移設・増設するために用地を取得し、一定要件以上の雇用があった場合雇用者数に応じ助成
	H26.4	工場等活用事業 別表4-1 参照	助成金 ○工場等の賃借料の一部を助成

	H28.4	工場等活用事業 別表4-2参照	助成金 ○工場等の賃借料・改修費の一部を助成
	H31.4	工場等活用事業 別表4-2参照	助成金（上記工場等活用事業を拡充） ○工場等の賃借料・改修費の一部を助成

別表１　工業等用地取得事業

地域区分	取得形態	取得面積（㎡以上）	新規雇用者数		補助率・限度額		
			中小企業者	中小企業者以外	一般分	リスク分散分	国内回帰
特定地域	新設	1,000	5人以上	10 人以上	土地取得費×30/100 3億円限度 (3年間分割交付)	土地取得費×50/100 5億円限度 (5年間分割交付)	土地取得費×50/100 5億円限度 (5年間分割交付)
	移設		3人以上	5人以上			
	増設						
特定地域以外	新設	3,000	5人以上	10 人以上	土地取得費×10/100 1億円限度 (2年間分割交付)	土地取得費×15/100 1億5千万円限度 (3年間分割交付)	土地取得費×15/100 1億5千万円限度 (3年間分割交付)
	移設		3人以上	5人以上			
	増設						

別表２　工業等設置事業

地域区分	取得形態		投下固定資産総額		新規雇用者数		補助期間	補助率・限度額
			中小企業	大企業	中小企業	大企業		
特定地域	一　般	新設	2,500万円	1億円	5人以上	10 人以上	3年間	補助率 100% 限度額なし
		移設			3人以上	5人以上		
		増設	1,000万円	5,000 万円	1人以上	3人以上	2年間	
	リスク分散	新設	2,500万円	1億円	5人以上	10 人以上	5年間	
		移設			3人以上	5人以上		
		増設	1,000万円	5,000 万円	1人以上	3人以上	3年間	
	国内回帰	新設	2,500万円	1億円	5人以上	10 人以上	5年間	
		移設			3人以上	5人以上		
		増設	1,000万円	5,000 万円	1人以上	3人以上	3年間	
特定地域以外	一　般	新設	5,000万円	1億円	5人以上	10 人以上	3年間	
		移設			3人以上	5人以上		
		増設	2,500万円	5,000 万円	1人以上	3人以上	2年間	

	リスク分散	新設	5,000万円	1億円	5人以上	10人以上	5年間	
		移設			3人以上	5人以上		
		増設	2,500万円	5,000万円	1人以上	3人以上	3年間	
	国内回帰	新設	5,000万円	1億円	5人以上	10人以上	5年間	
		移設			3人以上	5人以上		
		増設	2,500万円	5,000万円	1人以上	3人以上	3年間	

別表3 企業立地雇用支援事業

地域区分	取得形態	取得面積（㎡以上）	新規雇用者数		補助率・限度額
			中小企業者	中小企業者以外	
特定地域	新設	1,000	10人以上	30人以上	新規雇用者数（1年以上雇用）×40万円 ただし、移住者雇用の場合は80万円/人 操業開始時から3年間補助対象
	移設				
	増設				
特定地域以外	新設	3,000	10人以上	30人以上	
	移設				
	増設				

別表4-1 工場等活用事業

地域区分	取得形態	新規雇用者数		補助率・限度額
		中小企業者	中小企業者以外	
市内全域	新設	5人以上	10人以上	・工場等の賃借料の30%以内 ・限度額1ヶ月当たり10万円 ・補助期間3年
	移設	3人以上	5人以上	
	増設	1人以上	3人以上	

別表4-2 工場等活用事業

地域区分	取得形態	補助率・限度額
市内全域	新設	・サテライトオフィス賃借料の30%以内 ・限度額1ヶ月当たり3万円 ・補助期間3年
		・テレワーク施設の設置に要する費用の相当額を補助 ・限度額150万円

別表5　工場等設置事業

地域区分	取得形態	投下固定資産総額		新規雇用者数		対象・補助率
		中小企業	大企業	中小企業	大企業	
市内全域	新設	2,500 万円	1億円	5人以上	10 人以上	・市内で製造業等を営んでいる企業 ・取得費の5%以内
	移設			3人以上	5人以上	
	増設	1,000 万円	5,000 万円	1人以上	3人以上	

20218
長野県
千曲市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
千曲市商工業振興条例	H15.9 R5.6.1 一部改正	特定地域（工適、工専、工業、準工、農工、市長特認地域）に新増設する工場及び研究機関等 1.用地取得（賃借） (1)新設事業 ・取得後3年以内に操業 ・市内からの雇用創出に努めること (2)増設事業 ・取得後3年以内に操業	助成金 (1)新設事業 【新設・取得】 ○取得価格に 30/100 を乗じた額 ○限度額:1億 5,000 万円 ○3年間分割 【新設・賃借】 ○年間支払額に 1/4 を乗じて得た額 ○限度額:500 万円、3年間 (2)増設事業 【増設・取得】 ○取得価格に 30/100 を乗じた額 ○限度額:6,000 万円 ○3年間分割 【増設・賃借】 ○年間支払額に 1/4 を乗じて得た額 ○限度額:300 万円、3年間
		2.工場及び研究機関等設置 新設、増設 ・投下固定資産総額:2,000 万円以上 (研究機関等の場合) ・投下固定資産総額:1,000 万円以上	○建物等に係る固定資産税相当額、3年間
		3. 空き建物活用事業 ・市内にある 200 ㎡以上の空き建物を工場等として活用するための取得又は賃借 ※情報通信業については 20 ㎡以上	(1)空き建物改修費 ○建物改修に要する経費に 1/3 を乗じて得た額 ○限度額:500 万円 (2)地代・家賃補助 ○年間支払額に 1/4 を乗じて得た額 ※情報通信業については 1/2 を乗じて得た額 ○限度額:100 万円、3年間 (3)専用通信回線使用料等補助（情報通信業に限る）

			○専用通信回線使用料及び通信機器等のリース料の年間支払額に 1/2 を乗じて得た額 ○限度額:200 万円、3年間

20219
長野県
東御市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
東御市商工業振興条例	H16.4	1.用地取得事業 特定地域内へ事業所を新設し、又は増設するために用地を取得する事業で、次の要件のすべてに該当するもの。ただし、市が分譲する工業団地等の用地を取得した場合に限る。 (1)用地取得費が 5,000 万円以上のもの (2)用地取得後3年以内に操業を開始したもの (3)新設の場合は次の要件のすべてに該当するもの ア. 操業開始時における新規雇用者のうち、市内に住所を有する者が5人以上あるもの。ただし、市長が特に認める場合を除く。 イ. 経営の安全性、信用度等が優良なもの ウ. 公害防止計画が適切にされているもの	助成金 (新設) ○用地取得費の 1.4%以内の額を3年間。ただし、用地取得費が1億円以上かつ取得面積が3,000 ㎡以上で、審議会の答申に基づき市長が適当と認めた用地取得については、用地取得費の 30%以内の額を5年以内の期間に分割して交付し、合計額で2億円を限度とする (増設) ○用地取得費の 1.4%以内の額を2年間ただし、用地取得費が1億円以上かつ取得面積が3,000 ㎡以上で、審議会の答申に基づき市長が適当と認めた用地取得については、用地取得費の 20%以内の額を5年以内の期間に分割して交付し、合計額で1億円を限度とする
		2.事業所の建築事業 特定地域内へ事業所(共同で施設するものを除く)を建築する事業で、次の要件のすべてに該当するもの。ただし、(2)は新設の場合に限る (1)取得価額が 1,000 万円以上のもの (2)操業開始時における新規雇用者のうち、市内に住所を有する者が5人以上であるもの。ただし、市長が特に認める場合を除く。	助成金 (新設) ○取得価額の 10%以内の額を5年以内の期間に分割して交付し、合計額で2,000 万円を限度とする (増設) ○取得価額の 10%以内の額を5年以内の期間に分割して交付し、1,000 万円を限度とする
		3.機械装置設置事業 製造及び研究開発の用に供する耐用年数が5年以上の機械又は装置を設置する事業で、その取得価額の合計が 500 万円以上のもの	助成金 ○取得価額の 1.4%以内の額 ただし、100 万円を限度とする

20220
長野県
安曇野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○取得価額の合計　1億円超 ○地域未来投資促進法に基づき、知事が地域経済牽引事業計画を承認した企業	―	課税免除	固定資産税 (家屋、土地)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
安曇野市商工業振興条例施行規則	制定 H17.10 最新改正 R6.3.28	○工場等設置事業 特定地域内に工場等を新設等するものであり、次のいずれにも該当すること (1)経費が 3,000 万円以上であること (2)特定工場立地事業の補助金の交付決定を受けていないこと (3)市税等を滞納していないこと	補助金 ○対象経費 当該建物に係る固定資産税 ○補助率 初年度　100% 2年度　100% 3年度　100% ○限度額 3か年の合計額が 3,000 万円
		○特定工場立地事業 特定工場(敷地面積9,000 ㎡以上又は建築面積 3,000 ㎡以上)を新設等するものであり、次のいずれにも該当すること (1)令和6年4月1日以降に着工し、かつ、令和 16 年3月 31 日までに当該工事が完了し、及びその支払いが終了すること。 (2)工場立地法の届出を市に提出し、受理されており、勧告等がないこと。 (3)工場等設置事業の補助金の交付決定を受けていないこと。 (4)市税等を滞納していないこと	補助金 ○対象経費 特定工場の新設、移設又は増設に直接要する経費 ○補助率 20% ○限度額 2億円(3年間の分割補助)
		○工場用地取得事業 工場等を新設等するため特定地域内にそ	補助金 ○対象経費

		の用地を取得するものであり、次のいずれにも該当すること (1)用地取得後3年以内に操業を開始するものであること (2)地域経済牽引企業工場用地取得事業の補助金の交付決定を受けていないこと (3)市税等を滞納していないこと	当該取得用地に係る固定資産税 ○補助率 初年度　100% 2年度　100% 3年度　100% ○限度額 3か年の合計額が 2,000 万円
		○地域経済牽引企業工場用地取得事業 地域未来法に規定する県知事の承認を受けた地域経済牽引事業の用に供する用地を取得するものであり、次のいずれにも該当すること (1)平成 29 年7月 31 日以降に取得した用地であること (2)1,000 ㎡以上の用地であること (3)用地取得後3年以内に操業を開始すること (4)工場用地取得事業の補助金交付決定を受けていないこと (5)市税等を滞納していないこと	補助金 ○対象経費 当該用地の取得費 ○補助率 20% ○限度額 2億円(3年間の分割補助)
		○工場等緑化事業 工場等の環境整備のための緑地を設置するものであり、次のいずれにも該当すること (1)工場等の敷地面積が 1,000 ㎡以上 (2)経費が 50 万円以上 (3)市税等の滞納がないこと	補助金 ○対象経費 当該緑地の設置(新たに設置したものに限る)に直接要した経費 ○補助率 20% ○限度額 100 万円
		○生産設備取得事業 市内の事業者が生産設備を取得する場合で、次のいずれにも該当すること (1)一定額以上の取得費、一定以上の労働生産性の向上 (2)3年以上継続して事業を営むこと (3)市税等を滞納していないこと	補助金 ○対象経費 当該生産設備の取得費 ○補助率 10% ○限度額 5,000 万円(3年間の分割補助)
		○空き工場等活用促進事業 中小企業者等が空き工場を賃借して事業を営むものであり、次のいずれにも該当す	補助金 ○対象経費 家賃

		ること (1)原則として3年以上継続して操業すること (2)事業を行うために必要な許可等を取得していること (3)市税等を滞納していないこと	○補助率 50% ○限度額 月額 15 万円(交付は3年以内)

詳しくはこちら(安曇野市ホームページ・企業助成制度・支援)

20303
長野県
小海町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　2,100	―	課税免除	固定資産税	3年間

20309
長野県
佐久穂町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
佐久穂町企業誘致条例	H28.4.1	工場等用地取得事業補助金 **別表①**	町内に工場等の新設、移設又は増設をするために取得した用地取得費の一部を補助
		工場等設置事業補助金 **別表②**	町内に工場等の建物・償却資産を新設、移設又は増設した時に固定資産税相当額を補助
		企業立地雇用支援事業補助金 **別表③**	町内に工場等の新設、移設又は増設し、新規正規雇用者を雇用した場合に補助
		工場等活用事業補助金 **別表④**	町内において操業をしていない工場等を賃借して新設、移設又は増設した場合に賃借料の一部を補助
		下水道使用料支援事業補助金 **別表⑤**	工場等用地取得事業の対象であり下水道を使用した場合に使用料の一部を補助
		空き店舗等対策事業補助金 **別表⑥**	町内の空き店舗又は空き家を賃貸借契約を結んで新たに事業を行う者で佐久穂町商工会の推薦を受けている場合に賃借料の一部を補助

別表①　工場等用地取得事業補助金

取得形態	取得面積 （㎡以上）	補助率・限度額
新　設	1,000	・用地の取得費の 30％ ・限度額 5,000 万円
移　設 増　設		

別表②　工場等設置事業補助金

取得形態	投下固定資産総額 （土地を除く）	補助期間	補助率・限度額
新　設	2,500 万円以上	3年間	補助率 100％
移　設			
増　設	1,000 万円以上	2年間	

別表③ 企業立地雇用支援事業補助金

取得形態	投下固定資産総額 （土地を除く）	新規正規雇用者数	補助率･限度額
新 設 移 設	2,500 万円	5人以上	新規正規雇用者数（1 年以上雇用）×100 万円
		3人以上	
増 設	1,000 万円	3人以上	

別表④ 工場等活用事業補助金

取得形態	補助率･限度額
新 設	･工場等の賃借料の 30%以内 ･限度額 1 ヶ月当たり 10 万円 ･補助期間3年間
移 設	
増 設	

別表⑤ 下水道使用料支援事業補助金

取得形態	取得面積 （㎡以上）	新規正規雇用者数	補助率･限度額		
			1 年目	2 年目	3 年目
新 設 移 設 増 設	1,000	5人以上	10 分の3	10 分の3	10 分の1

別表⑥ 空き店舗等対策事業補助金

取得形態	**補助率・限度額**
賃貸借契約 （空き店舗 空き家）	・空き店舗等に係る賃借料の 30%以内 ・限度額　1 ヶ月当たり 3 万円 ・補助期間 3 年間

20323

長野県

御代田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
御代田町商工業振興条例	H12.3	○工場・店舗の新増設をした中小企業者 ・従業員　100 人以下 ・新増設の取得価格 新設　1,000 万円以上 増設　500 万円以上	補助金 ○新増設に係る固定資産税の補助 初年度　100/100 以内 2年度　70/100 以内 3年度　50/100 以内 （単年度の補助金額は 100 万円が限度） 町のホームページリンク先 商工振興補助金について ｜ 御代田町_(town.miyota.nagano.jp)
御代田町工業振興条例	H17.12	○工場誘致地区に工場を新増設する者で、町産業の振興上適当と認められた者	補助金 ○新増設に係る固定資産税の補助 ・土地の固定資産税の補助 初年度　100/100 以内 2年度　50/100 以内 3年度　30/100 以内 ・家屋、償却資産の固定資産税の補助 初年度　100/100 以内 2年度　70/100 以内 3年度　50/100 以内 ○新増設に伴う用地購入費の補助 ・公有地（町、土地開発公社）購入 用地取得費の1／2以内。1億円限度、3年分割交付。 ・民有地購入 用地取得費の1／3以内。1億円限度、3年分割交付。

20324

長野県

立科町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
立科町商工業振興条例	S63.3	(中小企業振興資金) ○町内に工場または店舗を有し、従業員 50 人以下で、原則として1年以上の経営実績がある者で、町税を完納している者	融資 ○限度額 2,000 万円 ○信用保証料補給金として保証料の 2/3 相当額を補助 ○利子補給金 貸付利率の1%相当額を町が負担 ○償還期間 設備資金 10 年以内 運転資金 7年以内
		(創業支援資金) ○町内で創業しようとする者又は事業開始後5年未満の者で、立科町商工会による経営指導を受け、かつ、全ての市町村民税等を完納している者	融資 ○限度額 1,000 万円 ○信用保証料全額を町が負担 ○利子補給金 貸付利率の1%相当額を町が負担 ○償還期間 設備資金 10 年以内 運転資金 5年以内
立科町企業誘致条例	H17.3	○町内に事業所等(工場、試験研究機関、物流拠点施設等)を新設又は増設する企業で、次の各号に該当するもの (1)施設及び設備(土地含む)の取得価格が 1,000 万円以上であること (2)常時雇用人数が5人以上であること	奨励金 ○交付額 施設及び設備に係る固定資産税相当額 ○交付期間 5年間

20349
長野県
青木村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
―	中小企業等経営強化法第2条第1項に該当	課税免除	一定の設備を新規取得した場合の固定資産税	平成 33 年3月31 日まで

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
青木村工業振興条例	S58.6	村内で工場を有する者が新増設するもの 1.新設 取得価額　1,000 万円以上 従業員　5名以上 2.増設(高額機械購入含む。) 取得価額1件につき 100 万円以上、その合計額 200 万円～2億円 3.指定施設 取得価額1件につき 100 万円以上、その合計額 200 万円～1億円(公害防止施設は合計額 100 万円以上)	奨励金 ○新増設 取得価額に対する固定資産税額の 1/2 以内の奨励金を5か年に限り交付することができる

20350

長野県

長和町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
農工地区　3,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
長和町企業振興条例	H17.10	町内で工場又は指定施設(公害防止施設、福利厚生施設等)を新増設若しくは改築しようとする者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1)工場の新設又は改築の場合は、取得価額が1件 1,000 万円以上であること (2)工場の増設の場合は、増加部分の取得価額が 500 万円以上であること (3)指定施設の場合は、取得価額が建物については 1,000 万円以上、機械類については1件 100 万円以上 ただし公害防止施設の建物については 500 万円以上、機械類については1件 50 万円以上のものであること	奨励金 ○取得価額に対する固定資産税額に次に掲げる割合を乗じて得た額 1年目 10/10 以内 (限度額 280 万円) 2年目 7/10 以内 (限度額 196 万円) 3年目 5/10 以内 (限度額 140 万円)
長和町産業振興条例	H20.3	○用地取得事業 工場及び研究機関等の新設及び増設、移設に係る用地取得 ・取得面積 500 ㎡以上	助成金 ○交付額 取得に要する経費の 10%以内 ○限度額 2,000 万円
		○工場等設置事業 (1)工場及び研究機関等の新設 ・投下固定資産総額 3,000 万円以上 (2)工場及び研究機関等の増設、移設 ・投下固定資産総額 1,500 万円以上	助成金 ○交付額 工場等設置に要する経費(土地を除く)及び固定資産税に係る経費の5%以内 ○限度額 1,000 万円
		○従業員福祉施設設置事業	助成金

		・投下固定資産総額　1,000 万円以上	○施設設置に要する経費及び固定資産税に係る経費の5%以内 ○限度額　 500 万円

20361

長野県

下諏訪町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
・下記「下諏訪町商工業振興条例」の1～10のいずれかに該当する事業 ・新設又は増設　10,000	―	課税減免 課税標準額に対して1/2	固定資産税	操業開始後初めて賦課された年度

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
下諏訪町商工業振興条例	H21.3	1.施設新設事業 町外の工業者が町内の特定地域に施設を新設する事業又は工業者以外の者が、新たに工業者として町内の特定地域に施設を新設する事業 ①家屋の面積が100㎡以上で、投下固定資産総額が500万円以上1億円未満 ②家屋の面積が100㎡以上で、投下固定資産総額が1億円以上	奨励金 1.①投下固定資産総額の5/100以内で500万円を限度 ②投下固定資産総額の5/100以内で1,000万円を限度
		2.特定地域内施設新設事業 町内の特定地域に施設を有している工業者が特定地域に施設を新設する事業 家屋の面積が50㎡以上で、投下固定資産総額が500万円以上	2.投下固定資産総額の5/100以内で500万円を限度
		3.特定地域外施設移転新設事業 町内の特定地域外にある施設を特定地域に移転新設する事業 家屋の面積が50㎡以上で、投下固定資産総額が500万円以上	3.投下固定資産総額の5/100以内で500万円を限度
		4.施設増設事業 特定地域内の施設を増設する事業 家屋の増加面積が30㎡以上で投下固定資産総額が300万円以上	4.投下固定資産総額の5/100以内で500万円を限度
		5.空き工場活性化促進事業	5.投下固定資産総額の5/100以内で

		特定地域にある施設を取得する事業 家屋の面積が 50 ㎡以上で投下固定資産総額が 500 万円以上	200 万円を限度
		6.中小企業高度化事業 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令に定める中小企業構造の高度化事業 投下固定資産総額が 1,000 万円以上	6.投下固定資産総額の 10/100 以内で 800 万円を限度
		7.商業施設新設事業 町内に自己所有の商業施設を新設する事業 ③家屋の面積が 50 ㎡以上で、投下固定資産総額が 500 万円以上 ④家屋の面積が 1,000 ㎡以上で、投下固定資産総額が 1 億円以上	7.③投下固定資産総額の 5/100 以内で 500 万円を限度 ④投下固定資産総額の 5/100 以内で 1,000 万円を限度
		8.商業施設増設事業 町内に自己所有の商業施設を増設する事業 ⑤家屋の増加面積が 30 ㎡以上で、投下固定資産総額が 300 万円以上 ⑥家屋の増加面積が 300 ㎡以上で、投下固定資産総額が 4,000 万円以上	8.⑤投下固定資産総額の 5/100 以内で 200 万円を限度 ⑥投下固定資産総額の 5/100 以内で 500 万円を限度
		9.商業施設改修事業 町内の自己所有の商業施設を改修する事業 家屋の面積が 500 ㎡以上で、投下固定資産総額が 500 万円以上	9. 投下固定資産総額の 5/100 以内で 300 万円を限度
		10.商業施設移転新設事業 町内に自己所有の商業施設を移転新設する事業 家屋の面積が 50 ㎡以上で、投下固定資産総額が 500 万円以上	10.投下固定資産総額の 5/100 以内で 200 万円を限度
		※特定地域とは:工業団地及び用途地域区分で「準工業地域」と「特別工業地区」の指定をした地域 ※投下固定資産総額とは:新・増改築経費及び当該建物の中に新たに購入して設置した償却資産取得価格の合計	
下諏訪町中小企業融資あっせんに関する条例	H6.3	企業立地資金 町内に工場又は事業所を有する者で町税を完納し、かつ、同一事業を1年以上経営している者で、新たに用地を取得して工場若しくは事業所等を新設又は移転しようとする者 工場新設資金 土地購入資金	融資 ○限度額 5,000 万円 ○償還期間 12 年以内 （据置1年以内）

20362
長野県
富士見町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
地域未来投資促進法に規定する同意基本計画により定められた促進区域において、承認地域経済牽引事業者が所有する建物、構築物、土地	課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法に規定する事業に係る土地、建物、構築物、機械装置	減免率 95/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
富士見町工業振興条例	H1.6	町外工業者の施設新設にあたって投下固定資産総額 2,000 万円以上で、かつ常時使用する従業員が 10 人以上であるもの。ただし、町内居住者を5人以上とすること。	投下固定資産総額の 5／100 以内で 1,000 万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率および限度額は上記の 1／2 とする。
		町内工業者の施設移転・新設にあたって投下固定資産総額 500 万円以上で、かつ常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること。	投下固定資産総額の 10／100 以内で 2,000 万円を限度とする。ただし、新規常用雇用がない場合の補助率および限度額は上記の 1／2 とする。
		町内施設の増設にあたって投下固定資産総額 500 万円以上で、かつ常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること。	投下固定資産総額の 10／100 以内で 1,000 万円を限度とする。ただし、新規常用雇用がない場合の補助率および限度額は上記の 1／2 とする。
		町内施設の改善にあたって投下固定資産総額 500 万円以上で、かつ常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること。	投下固定資産総額の 5／100 以内で 1,000 万円を限度とする。ただし、新規常用雇用がない場合の補助率および限度額は上記の 1／2 とする。
		生産設備の投資にあたり、投下固定資産総額 100 万円以上であるもの。	投下固定資産総額の 5／100 以内で年間 20 万円を限度とする。
		公害等防止施設の設置にあたり投下固定資産総額 100 万円以上のもの	投下固定資産総額の 10／100 以内で 800 万円を限度とする。
		取得する土地の面積が 600 ㎡以上あり、かつ取得から3年以内にその土地におい	取得価格の 30／100 以内で 500 万円を限度とする。なお、町内で2年以上操業している事業

		て操業を開始するもの	者で、指定区域内の取得にあっては取得価格の30/100以内で、1000 万円を限度とする。補助金は取得から3以内に工場等を建設し操業を開始したときに交付する。ただし新規常用雇用が無い場合の補助率および限度額は上記の 1／2 とする。
		町内工業者等が工場用地等を造成する事業において、新規に取得した土地面積が600㎡以上であり、かつ取得から3年以内にその土地において操業を開始するもの	造成費用の 50/100 以内で 1000 万円を限度とする。 補助金は用地取得から3以内に工場等を建設し操業したときに交付する。ただし新規常用雇用が無い場合の補助率および限度額は上記の 1／2 とする。
		富士見高原産業団地における用地取得で適当と認められるもの	取得価格の 20／100 以内で1企業1億円を限度とし、3年間に分割して交付する。
		人材育成、職業訓練等事業で適当と認められるもの	授業料の 1／2 を就学年ごとに交付する。

20363
長野県
原村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
原村商工業振興条例	S60.4	1.誘導事業 ・村内で製造業を営む者が村内特定地域内に工場を新設または移転する事業 ・投下固定資産総額が 500 万円以上でかつ常時使用する従業員が2人以上	補助金 1.投下固定資産総額の5/100以内で500万円を限度
		2.誘致事業 ・村外の製造業を営む者が特定地域内に工場を新設する事業 ・投下固定資産総額が 1,000 万円以上でかつ常時使用する従業員が 10 人以上	2.投下固定資産総額の5/100以内で1,000万円を限度
		3.公害等防止事業 ・公害等防止施設を設置する事業 ・投下固定資産総額が 100 万円以上	3.投下固定資産総額の 10/100 以内で 500 万円を限度
原村中小企業振興資金利子補給要綱	H19.3	1.経営安定資金 ①村内の中小企業者で、最近3ヶ月の売上額が前年同期比 10%以上減少しているもの ②最近6ヶ月の売上額が前年同期比5%以上減少しているもの ③最近3ヶ月の売上額が一昨年同期比 15%以上減少、かつ前年同期比5%以上減少しているもの	利子補給 運転資金　1,000 万円 利子補給　1% 期間　2年間
		2.経営安定借換資金 ・経営安定資金の融資条件を満たし、原則原村融資制度資金の借入残高を借り換えるもの ただし、平成 29 年 3 月 31 日までの間については、売上額の条件を適用しないものとする。	利子補給 運転資金　1,000 万円 利子補給　1% 期間　2年間
		3.特別経営安定資金 ①最近3月間の売上額が過去3年間のいずれかの同期に比べて3%以上減少している方 ②最近3月間の売上総利益率または営業利益率が前年同期に比べて3%以上減少している方	利子補給 運転資金　1,000 万円 利子補給　全額 期間　2年間
		4.関連倒産防止資金	利子補給

		取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする方で、売上債権額が 50 万円以上ある方	運転資金　1,000 万円 (売り掛け債権額を限度) 利子補給　全額 期間　2年間
		5.開業支援資金 ・村内に1年以上居住する者で、開業しようとする業種に1年以上従事し、村内に開業するもの	利子補給 設備資金　1,000 万円 運転資金　500 万円 利子補給　1％ 期間　2年間
		6.工場用土地取得資金 ・村内特定地域に工場用地を取得し、1年以内に工場を設置する中小企業者	利子補給 設備資金　1,000 万円 利子補給　1％ 期間　2年間

20382

長野県

辰野町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
辰野町商工業誘致及び振興条例	H16.9 （一部改正）	○企業が自己の事業のための土地を取得した場合	○当該取得固定資産税相当額を補助 1～5年　10 割
		○町外企業が自己の事業のため新規に町内に工場等を取得した場合（中古取得を含む）	○当該取得固定資産税相当額を補助 1～3年　10 割 4年　8 割 5年　6 割
		○町内企業が自己の事業のため町内に工場等を新増設した場合（中古取得を含む）	○当該取得固定資産税相当額を補助 1年～3年　10 割
		○企業が償却資産を新増設した場合 1,000 円を限度に補助	○当該取得固定資産税相当額を補助 1年　10 割

詳しくはこちら→辰野町ホームページ「事業者の皆様へ（融資・補助・支援制度等）」

20383
長野県
箕輪町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○地域未来投資促進法に基づき、知事が地域経済牽引事業計画を承認した企業 農林漁業関連　5,000 上記以外の指定集積業種　10,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
箕輪町企業振興及び誘致条例 (箕輪町工場等設置事業補助金交付要綱)	H17.12	○工業等に直接供される機械及び装置を取得した際に伴う投下固定資産総額が1,000 万円以上	補助金 ○補助対象資産に係る初年分の固定資産税相当額(上限 300 万円)
		○工場等の建物を新設、増設若しくは移設に伴い取得した投下固定資産総額が2,000 万円以上	補助金 既存企業 ○補助対象資産に係る初年度から3年度分の固定資産税年額相当額(上限なし) 新規企業 ○補助対象資産に係る初年度から5年度分の固定資産税年額相当額(上限なし)
		○工場を新設・増設・移設するための用地を取得した際、次の要件にあてはまる場合に用地取得費を補助 ①用地取得面積 5,000 ㎡以上 ②当該用地取得費以外の投下固定資産総額及び建物取得価格の合計が2億円以上 ③用地取得から3年以内に操業 ④新規正規雇用者 10 人以上見込	補助金 ○用地取得費の 30/100(上限3億円)を5年間の分割交付

20384
長野県
飯島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員　(人以上)			
基本計画策定集積区域 ・農林漁業関連業種　5,000 ・上記以外の指定集積業種　20,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
飯島町商工業振興資金融資規則	R6.10 改	○資金の融資を受けることのできる者は、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第2条第1項第1号、第2号及び第6号に規定する事業を営む商工業者で、町内商工業の振興上、真に適切と認められるものに対してのみ融資する	融資 ○運転資金 60ヶ月以内 1,000 万円以内 ○設備資金 84ヶ月以内 1,000 万円以内 ただし移転のための資金は 1,200 万円以内 ○経営安定資金 84ヶ月以内 1,000 万円以内 ○新規開業資金 84ヶ月以内 1,000 万円以内 ○事業承継資金 84ヶ月以内 1,000 万円以内 ○小口事業資金 60ヶ月以内 800 万円以内 利子補給 ○運転資金 利率 2.1%　補給率 0.7% ○設備資金 利率 2.1%　補給率 0.7% ○経営安定資金 利率 1.8%　補給率 1.1% ○新規開業資金

			利率 2.1%　補給率 1.6% ○事業承継資金 利率 2.1%　補給率 1.6% ○小口事業資金 利率 2.1%　補給率 0.8%
飯島町商工業振興事業補助金交付要綱	R5.3 改	新規企業(ただし、再生可能エネルギー電気の供給を行う事業にあっては、町内発電事業者に限る。) 1.企業誘致促進事業 事業用施設新設支援事業 工場等の新設に係る初期投下固定資産総額が5億円以上で、かつ町内における新規雇用 10 名以上となる事業 ただし、国県及び町の補助又は補償等を受けている場合には、初期投下固定資産総額から国県及び町の補助又は補償等を除いた事業費(なお、工場誘致の特例に関する条例による申請を行う事業費を除く)	補助金 ○当該固定資産税相当額(課税免除された額を除く)を3年間 ○補助率　10/10 ○ただし、単年度における補助金総額の上限は 3,000 万円以内
		2.上記以外の事業用施設新設に係る投下固定資産総額が、2,000 万円を超え、かつ新規雇用1人以上となる事業 工場等固定資産(ただし、再生可能エネルギー電気の供給を行う事業用の施設用地を除く。)の新設に係る投下固定資産税総額で、助成事業認定申請後に課税されるもの	補助金 ○当該固定資産税相当額(課税免除された額を除く)について ○土地及び家屋 第1年度　100/100 第2年度　 75/100 第3年度　 50/100 ○償却資産　第1年度　100/100 ○ただし、単年度における補助金総額の上限は 1,000 万円以内
		3.空き工場等を活用した工場等で、新規雇用1人以上となる事業 空き工場等の取得に係る投下固定資産に対する固定資産税額で、助成事業認定申請後に課税されるもの	補助金 ○当該固定資産税相当額(課税免除された額を除く)について ○土地及び家屋 第1年度　100/100 第2年度　 75/100 第3年度　 50/100 ○償却資産　第1年度　100/100 ○ただし、単年度における補助金総額の上限は 1,000 万円以内
		中小企業者(ただし、再生可能エネルギー電気の供給を行う事業にあっては、町内発電事業者に限る。)	補助金 ○当該固定資産に係る固定資産税

		4.事業用施設新増設支援事業 工場等の新増設に係る投下固定資産総額の内、新設にあっては 2,000 万円、増設にあっては 1,000 万円を超え、かつ新規雇用1人以上となる事業。ただし、国県及び町の補助又は補償等を除いた事業費(なお、工場誘致の特例に関する条例による申請を行う事業を除く。) 法定償却年数を経過しない工場等固定資産(ただし、再生可能エネルギー電気の供給を行う事業用の施設用地を除く。)新増設に係る投下固定資産税総額	相当額(課税免除された額を除く)を3年間 ○ただし、単年度における補助金の上限は1件 500 万円以内
		5.ISO 取得支援事業 ISO9000 シリーズ及び ISO14000 シリーズを新規に取得する事業(1シリーズにつき1件とする)	補助金 ○取得に要する委託料等 1件 20 万円以内 10/10
		6.起業支援事業	補助金 ○法人設立に要する直接的経費 1件 25 万円以内 10/10
		7.工場等用地取得事業 中小企業者 町及び飯島町土地開発公社が所有する産業用地等で、取得する土地がおおむね 3,000 ㎡以上であることかつ取得から3年以内に当該用地において操業を開始する計画であるもの 産業用地等の用地取得費	補助金 ○新規企業で本社移転を含む場合は、用地取得価格の 100 分の 50 以内(上限 5,000 万円) ○その他工場等の移転の場合は、取得価格の 100 分の 40 以内(上限 3,000 万円) ○ただし、単年度に交付する補助金の上限は 1,000 万円
		8.産業立地促進事業 中小企業者 飯島町の誘致活動により工場立地法の規定に基づく工場適地並びに都市計画法の規定に基づく工業地域及び準工業地域並びに農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の規定に基づき策定した産業導入地区及び飯島町の誘致活動により企業の立地がなされた産業用地等で、取得する土地がおおむね 3,000 ㎡以上であることかつ取得から3年以内に当該地において操業を開始する計画であるもの 産業用地等の用地取得費	補助金 ○新規企業で本社移転を含む場合は、用地取得価格の 100 分の 50 以内(上限 5,000 万円) ○その他工場等の移転の場合は、取得価格の 100 分の 40 以内(上限 3,000 万円) ○ただし、単年度に交付する補助金の上限は 1,000 万円

20385

長野県

南箕輪村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
地域未来投資促進法に規定する同意基本計画により定められた促進区域において、承認地域経済牽引事業者が所有する建物、構築物、土地	課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法に規定する事業に係る土地、建物、構築物、機械装置	税率 0.07/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
南箕輪村企業振興条例	H19.1	○製造業・サービス業・運輸業・建設業・卸売業・小売業・飲食業・その他	補助金 ○新規企業の新設 土地・家屋・償却資産の取得価格 2,000 万円以上で、当該固定資産相当額を一定の率に応じ1年から5年まで補助金を交付する ○既存企業の増設 土地・家屋・償却資産の取得価格 500 万円以上で、当該固定資産相当額を2年まで補助金を交付する（償却資産のみ1年間） ○既存企業の償却資産のみの取得 償却資産（機械・装置）の取得価格 500 万円以上で、当該固定資産相当額を1年間補助金を交付する
南箕輪村空き工場等活用事業補助金交付要綱	H22.3	製造業・サービス業・運輸業・建設業・卸売業・小売業・飲食業・その他	補助金 新規の企業進出に当たり空き工場等を賃借により利用する場合の賃借料に対し賃借の最初の支払日から1年以内は賃借料の 1/2（月額5万円限度）を補助する

詳しくはこちら（南箕輪村ホームページ・企業立地・誘致に関する制度）

20386
長野県
中川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○過疎地域奨励措置指定工場 工場等の建設、生産設備等に係る機械、装置、構築物等並びに土地の取得 500 万円以上 ※資本金による区分あり 【指定事業】 製造業、旅館業、情報サービス業等 農林水産物等販売業	―	課税免除	固定資産税	3年間
○地域未来投資促進法に規定する同意基本計画により定められた促進区域において、承認地域経済牽引事業者が所有する建物、構造物、土地	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
事業用施設新増設奨励金交付要綱	H8.4	○事業用施設の新増設に係る投下固定資産総額(家屋・償却資産)が新設 500 万円、増設 300 万円を超えるもの(ただし、税制上の優遇措置を受けたものは除く)	奨励金 ○初年度固定資産税相当額を限度
中川村商工業振興条例	S61.3	○村内に事業所又は事務所を有する会社及び個人	利子補給 ○設備資金 1,000 万円 利子補給 0.7% ○運転資金 1,000 万円 利子補給 0.7% ○小口資金 1,000 万円 利子補給 0.8% ○小口零細 1,000 万円 利子補給 1.0% ○後継者育成資金 ・設備資金 500 万円

			利子補給 1.2% ・研修資金 100 万円 利子補給 1.2% ○特別運転資金 2,000 万円 利子補給 0.9%
中川村商工業振興事業補助金交付要綱	R5.4	村内に住所を有する又は補助事業の実績報告を提出する日までに村内に主たる事業所を有する創業者及び商工事業者 ※業種指定あり	補助金 ※それぞれ上限あり ○事業所開設・改修等事業 対象経費の3分の1以内 ○事業用設備等整備事業 対象経費の5分の1以内 ○事業所等移転開設事業 対象経費の2分の1以内 ○法人等設立支援事業 対象経費の4分の1以内

20388
長野県
宮田村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
農林漁業関連 5,000 上記以外の指定集積業種 20,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
宮田村商工業振興条例(同施行規則)	H18.3 (全部改正)	○村内に工場等事業所を有しない者の新設	助成金 (1)償却資産を含む取得額3億円以上、新規雇用 10 人以上 ・3年間 100%、4年目土地家屋のみ 50%、5年目同 25% (2)上記以外で土地・家屋の取得額3,000 万円以上 ・初年度 100%、2年目土地家屋 75%、償却資産 50%、3年目土地家屋のみ 50%
		○村内に事業所を有する者の移設、増設	助成金 (1)移設による土地家屋取得額 3,000 万円以上 ・初年度 100%、2年目土地家屋のみ 50% (2)増設による土地家屋取得額 3,000 万円以上 ・初年度 100%、2年目土地家屋のみ 50%、3年目同 25% (3)中小企業者の増設の場合土地家屋取得額 1,500 万円以上 ・初年度 100%、2年目土地家屋のみ 50%
		○空き工場の取得	助成金 (1)土地家屋取得額 3,000 万円以上 ・初年度土地家屋のみ 100%
		○店舗その他の事業所等設置、新設、移設、増設	助成金 (1)土地家屋取得額 1,000 万円以上 ・初年度土地家屋のみ 100%

			⑵小規模事業者の場合、土地家屋取得額 500 万円以上 ・初年度土地家屋のみ 100％

20402
長野県
松川町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
松川町工場等設置事業補助金交付要綱	H19.12	○町内に工場等を有しない者（以下「新規企業」という）が新たに工場等を設置する場合、又は町内に工場等を有する者（以下「既存企業」という）が、工場等を町内に、新設、移設及び増設する場合	補助金 ○工場等の新設、移設及び増設に伴う建物、土地（土地を取得して2年以内に建物を建設した場合に限る）に係る初年度から3年度分の固定資産税年税額相当額 ただし、土地、建物の合計取得価格が2,000万円以上の場合に限る
松川町展示商談会等出展事業補助金交付要綱	H25.2	販路の開拓及び拡大を促進するため、県内外の展示会・見本市等(以下「展示会等」という。)に出展する場合。	補助金 (1) 補助率　小間料の2分の1 (2) 限度額　10万円(1回につき)

20403
長野県
高森町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
総投資額が500万円以上であること。 ※人件費は対象にならない。 ※リースによる取得の場合、取得した設備の所有者がリース会社になる場合は対象外。	雇用者が1名以上増加すること。 ※ただし中小企業でない場合は、増加する雇用者が5人以上または全雇用者の3%以上であること。	課税免除	固定資産税 法人町民税	3年間

20404
長野県
阿南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設　　—	10	課税免除	固定資産税	5年間
増設　　—	10	課税免除	固定資産税	3年間

20407
長野県
阿智村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員（人以上）			
―	―	課税免除及び不均一課税 初年度～3年度　免除 4年度　50%	固定資産税	4年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
阿智村商工観光業振興条例	H3.6	○工場等を新設又は増設並びに工場用地の取得者 （投下固定資産総額 2,700 万円を超える場合）	奨励金 ○新設の場合は固定資産税 ○増設の場合は増加部分の固定資産税 ○用地取得の場合は取得用地の固定資産税 上記の　初年度～3年度 100/100 4年度 50/100

20409

長野県

平谷村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
増設　200 新設　500	3	不均一課税 (初年度 20%) (2年度 40%) (3年度 60%)	固定資産税	3年間

20410

長野県

根羽村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　500	4	不均一課税 (初年度 20%) (2年度 40%) (3年度 60%)	固定資産税	3年間

20411

長野県

下條村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設　5,000	30	課税免除及び 不均一課税 (初年度免除) (2年度 20%) (3年度 40%)	固定資産税	3年間

20412

長野県

売木村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設　200	10	課税免除及び	固定資産税	3年間
増設　200	5	不均一課税	及び新設の場	
		(初年度免除)	合に限り	
		(2年度 20%)	住民税	
		(3年度 50%)		

20413

長野県

天龍村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設　100 増設　50	5	課税免除及び 不均一課税 (初年度免除) (2年度 20%) (3年度 40%)	固定資産税	3年間

20414

長野県

泰阜村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員（人以上）			
新設　100 増設　50	5 3	課税免除及び 不均一課税 （初年度　免除） （2年度　20%） （3年度　40%）	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
泰阜村商工業振興条例	S54.3	工場誘致条例に該当しない新増設する工場 1.新設 (1)設備投資額500万円以上 (2)常時従業員5人以上 2.増設 (1)設備投資増加率20%以上 (2)設備投資額300万円以上 (3)従業員が減少しないこと	補助金 ○投下固定資産総額（用地分除く）の2/100以内 ○限度額　100万円

20415

長野県

喬木村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
5,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

20416

長野県

豊丘村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　1,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

20417

長野県

大鹿村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　　—	—	課税免除及び 不均一課税 (初年度　免除) (2年度　20%) (3年度　40%)	固定資産税	3年間

20422
長野県
上松町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間
基本計画策定集積区域 ・農林漁業関連業種　5,000 ・上記以外の指定集積業種　20,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
工場誘致条例	S41.9	○固定資産取得額　1,000 万円以上 ○従業員　100 人以上	奨励金 ○奨励金交付(3年間) (町民税＋固定資産税)×各号の割合 ⑴初年度　10 割 ⑵2年度　7割 ⑶3年度　5割
小企業振興資金あっせん条例	S51.1	○町内小企業者の運転資金、設備資金 ○町内居住の従業員　20 人以下 ○1年以上継続して事業を営んでいること ○町税を完納していること ○健全な借入目的であること	融資 ○1企業につき 500 万円以内 ○運転資金　60 ヶ月以内 ○設備資金　84 ヶ月以内

20423
長野県
南木曽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設　2,300	10	課税免除及び 不均一課税 (初年度　免除) (2年度　30%) (3年度　50%)	固定資産税	3年間
基本計画策定集積区域 ・農林漁業関連業種　5,000 ・上記以外の指定集積業種 20,000		課税免除	固定資産税	3年間

20425

長野県

木祖村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設　5,000 増設　500	30 5	課税免除及び 不均一課税 (初年度　免除) (2年度　30%) (3年度　50%)	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業計画に従い対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者		課税免除	固定資産税	3年間

20429

長野県

王滝村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　500	―	課税免除	固定資産税	3年間

20430

長野県

大桑村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
		課税免除及び	固定資産税	3年間
村内既存企業の新設　1,000	10	不均一課税		
増設　500	10	(初年度　除)		
誘致企業の新設　2,000		(2年度 30%)		
	20	(3年度 50%)		

20432

長野県

木曽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設　1,000 増設　500	10 5	課税免除及び 不均一課税 (初年度　免除) (2年度　70%) (3年度　50%)	固定資産税	3年間
新増設　2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間
基本計画策定集積区域 ・農林漁業関連業種　5,000 ・上記以外の指定集積業種 20,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
小企業振興資金あっせん規則	H17.11	○町内小企業者の運転資金、設備資金 ○町内に居住する小規模企業者 ○1年以上継続して事業を営んでいること ○町税を完納していること ○健全な借入目的であること	融資 ○1企業につき500万円以内 ○運転資金　60ヶ月以内 ○設備資金　84ヶ月以内

20446
長野県
麻績村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
400	―	課税免除	固定資産税	3年間

20450
長野県
山形村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
山形村商工業振興条例	H5.4	○中小企業者 (資本の額1億円以下、従業員の数 300 人以下) ○中小企業団体等もしくは、2人以上の商業者が共同して自己の用に供する店舗を新設	奨励金 ○中小企業者が事業所を新設・移設または増設する事業で投下固定資産総額 500 万円以上のもの ○投下固定資産総額 500 万円を超える額に対して 5/100 を乗じて得た額 ただし、1企業 50 万円を限度 ○投下固定資産総額が 500 万円以上のもので 500 万円を超える金額に対して 10/100 を乗じて得た額 ただし、1店舗 100 万円を限度

20451
長野県
朝日村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
5,000	20	課税免除 (地方税法第 341 条の規定するもののうち土地除く)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
朝日村商工業振興条例及び朝日村商工業振興条例施行規則	H5.3	○中小企業者 村内に事業所で有する資本額1億円以下、従業員(常時使用)300 人以下の会社及び個人 ○小規模企業者 村内に事業所を有し、従業員(常時使用)20 人以下の会社及び個人(商業、サービス業は5人)	補助金 事業所設置事業 ○投下固定資産総額 200 万円以上 ○固定資産税相当額 初年度　100/100 2年度　 70/100 3年度　 50/100 ○200 万円以上 5,000 万円未満投下固定資産総額の 200 万円を超える額の 5/100 を乗じた額、但し1企業 30 万円を限度

20452

長野県

筑北村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新過疎法による固定資産税の課税免除 ・製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業 ・土地、建物、設備の取得　500 万円以上 ※資本金額により異なる。		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
筑北村商工業振興条例	H17.10 H17.10 H17.10	事業所設置事業 ○村内に工場・店舗又は事業所を有し、資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人が事業所を新設・移設又は増設する事業で、投下固定資産総額が 500 万円を超えるもの 共同店舗設置事業 ○中小企業団体等又は2人以上の商業者が共同して自己用に供する店舗を新設 共同施設設置事業 ○中小企業団体等又は2人以上の商業者が商店街等に施設等を設置する事業、ただし、村長が認めたものに限る。	補助金 ○当該土地及び家屋等に係る固定資産税額 初年度　100/100 2年度　 70/100 3年度　 30/100 ただし、1事業所 50 万円を限度 ○当該工事費に 5/100 を乗じて得た額 ただし、1共同店舗 100 万円を限度 ○当該施設費(用地の取得価格を除く)に 30/100 を乗じて得た額を交付し、1事業 50 万円を限度 国県補助対象施設の場合は、国県補助金を差し引いた額に30/100を乗じて得た額を限度として交付し、1事業 50 万円を限度
	R4.3.18 改正	事業所用地等取得事業 ○村内へ事業所等を新設、移設又は増設するため 500 ㎡以上用地を取得する事業	○用地の取得価格に 40/100 を乗じて得た額。ただし、1 事業 500 万を限度。

	R4.3.18 改正	で、用地取得後 3 年以内に操業を開始し、創業開始から 5 年間以上操業を継続し、操業開始時から 1 年間以内において、新たに村内から常用雇用者（転入雇用者を含む。）を 5 人以上採用。 雇用創出支援事業 ○事業所等を村内に新設、移設又は増設したことにより、新たに村内から 3 人以上が常用雇用（転入雇用者を含む。）された場合。 交付対象は社会保険の加入者。	○村内からの常用雇用者 1 人につき 10 万円。ただし、100 万円を限度。

20481
長野県
池田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
池田町工場誘致等に関する条例	H21.3 改正 R5.3	新設又は移設事業 ○特定地区内へ工場を設置する事業で次の要件を全て満たすもの ア　投下固定資産総額が 3 億円以上 イ　新規雇用者　5名以上 ウ　用地取得後3年以内に事業開始 エ　町税を滞納していない	助成金 ○投下固定資産総額の 20%以内を助成 ・上限　1億円 ・交付は最長5年間分割可
			○土地、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額を3年間助成 ・第1年度　100%以内 ・第2年度　 70%以内 ・第3年度　 50%以内
		新設又は移設事業 ○特定地区内へ工場を設置する事業で次の要件を全て満たすもの ア　投下固定資産総額が 5,000 万円以上 イ　新規雇用者　1名以上 ウ　用地取得後3年以内に事業開始 エ　町税を滞納していない	助成金 ○投下固定資産総額の 20%以内を助成 ・交付は最長5年間分割可
			○土地、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額を3年間助成 ・第1年度　100%以内 ・第2年度　 70%以内 ・第3年度　 50%以内
		増設事業 ○特定地区内へ工場を設置する事業で次の要件を全て満たすもの ア　投下固定資産総額が 2,000 万円以上 イ　新規雇用者　1名以上 ウ　増設した工場で3年以内に事業開始 エ　町税を滞納していない	○投下固定資産総額の 20%以内を助成 ・上限　5,000 万円 ・交付は最長5年間分割可
			○土地、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額を3年間助成 ・第1年度　 50%以内 ・第2年度　 30%以内 ・第3年度　 20%以内
		創業支援事業 ○新たに事業を興し工場を創業するもので次の要件を全て満たすもの	○投下固定資産総額の5%以内を助成 ・上限　500 万円

		ア　投下固定資産総額が 2,000 万円以上 イ　用地を取得する場合、用地取得後3年以内に創業 ウ　町税を滞納していない ※工場新設又は移設事業に該当する場合はいずれか1事業を助成対象とする	・交付は最長3年間分割可 ○空き工場等を賃借して創業する場合、創業から1年間、家賃額の50%以内を助成 ・上限　月額5万円 ○土地、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額を3年間助成 ・第1年度　100%以内 ・第2年度　70%以内 ・第3年度　50%以内
		雇用促進事業 ○特定地区内への工場設置に際し、町内から従業員を採用する事業で次の要件を全て満たすもの ア　投下固定資産総額　5,000 万円以上 イ　新規雇用者　1名以上	○新規雇用者の内、町内に住所を有する 40 歳未満の人数×10 万円を助成 ・上限　500 万円

20482
長野県
松川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
承認地域経済牽引事業者 ・農林漁業及びその関連業種 5,000 ・上記以外の業種　10,000		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
松川村工場等誘致振興条例		(工場等用地取得事業) 村内へ工場等を設置する用地の取得を伴う事業で次の各号のいずれかに該当するもの (1)新　設 ア　用地取得面積 1,000 ㎡以上 イ　操業開始時期 用地取得後3年以内 ウ　新規地元常用雇用者数 用地取得後3年以内に5名以上 (2)増　設 ア　用地取得面積 500 ㎡以上 イ　操業開始時期 用地取得後2年以内 ウ　新規地元常用雇用者数 用地取得後2年以内に5名以上	用地の取得価格に次の各表から算出した率を乗じて得た額のいずれかとする。ただし，新設の場合は3億 2,000 万円を限度とし，増設の場合は 5,000 万円を限度とする。 第1表 新規地元常用雇用者数(人) / 助成率 5～9 / 15／100 10～29 / 20／100 30～ / 30／100 第2表 取得面積(m^2) / 助成率 500 以上～1,500 未満 / 15／100 1,500 以上～3,000 未満 / 20／100 3,000 以上～ / 30／100

		（工場等施設建設事業） 村内へ工場等を設置する事業で次の各号のいずれかに該当するもの。ただし，地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の適用を受ける者を除く。 (1)新　設 ア　生産設備の取得価格 3,000 万円以上。ただし，土地取得後1年以内に建設着手した場合に限る。 イ　新規地元常用雇用者数 工場等施設の設置開始後3年以内に5名以上。 (2)増　設 ア　生産設備の取得価格 3,000 万円以上 イ　新規地元常用雇用者数 工場等施設の設置開始後2年以内に5名以上。	新設，増設に伴う土地，建物及び償却資産に係る固定資産税相当額に次の割合を乗じて得た額とし，3年間の合計額は 3,000 万円を限度とする。 第1年度　100/100 第2年度　70/100 第3年度　50/100

20486

長野県

小谷村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　　1,200 (村工場誘致条例に基づき誘致した者に限る)	10	課税免除及び 不均一課税 (初年度　免除) (2年度　50%) (3年度　70%)	固定資産税	3年間

20521

長野県

坂城町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
坂城町商工業振興条例	S57.3	工場、店舗を新設し、若しくは増設した中小企業者（工業を営むものにあっては、常時雇用する従業員の数が 200 人以下のものに限る。公害発生のおそれのあるもの及び町税未納者は除く） 1.新設 (1)取得価格　1,000 万円以上 (2)従業員　5名以上 2.増設 (1)取得価格　500 万円以上 3.指定施設 (1)取得価格 ・産業公害防止施設は 50 万円以上 ・共同施設は 500 万円以上 ・その他の指定施設は 100 万円以上	奨励金 1.工場等の新増設 取得価額に対する固定資産税相当額（新設の機械及び増設は 100 万円を限度） 2.指定施設 (1)産業公害防止施設取得価額に応じ 50 万円以上 300 万まで 9/100 300 万円を超え 1,000 万円まで 3/100 1,000 万円を超え 2,000 万円まで 1/100 (2)共同施設取得価額に応じ 500 万円以上 1,000 万円まで 10/100 1,000 万円を超え 2,000 万円まで 5/100 (3)その他の指定施設取得価額に応じ 100 万円以上 500 万円まで 4/100 500 万円を超え 2,000 万円まで 1/100

20541

長野県

小布施町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
小布施町商工振興条例	S59.12	特定地域内に新増設する工場 1.用地取得 (1)新設 ア. 取得価格 5,000 万円以上 イ. 取得後3年以内に操業開始 ウ. 従業員 10 名以上 (2)増設 ア. 取得価格 3,000 万円以上 イ. 取得後3年以内に操業開始 2.工場設置 (1)新設 ア. 投下固定資産総額 1,500 万円以上 イ. 従業員 10 名以上 (2)増設 ア. 投下固定資産総額 700 万円以上	奨励金 1.新設 投下固定資産総額から 5,000 万円を減じた額の 30/100 限度額 3,000 万円 3年間分割 2.増設 投下固定資産総額から 3,000 万円を減じた額の 30/100 限度額 3,000 万円 3年間分割 ○固定資産税相当額に次に掲げる割合を乗じて得た金額 1.新設 初年度 100/100 2年度 70/100 3年度 30/100 2.増設 初年度 100/100
小布施町空き店舗等活用事業補助金交付要綱	H29.4.1 制定 R7.4.1 一部改正	小布施町内に所在する3ヶ月以上使用されていない店舗、事業所及び住宅を活用し、小売業、サービス業を営もうとする者で、かつ市町村税の滞納が無い者または事業所	補助金 1. 法人又は小布施町に住所を有する者等 (1)空き店舗改修に要する対象経費の 1/3 以内で限度額 100 万円 (2)空き店舗賃借に要する対象経費の 1/3 以内で限度額5万円/月(1 年間) 2. 小布施町に住所を有していない者 空き店舗賃借に要する対象経費の 1/3 以内で限度額5万円/月(1 年間)

小布施町起業支援事業補助金交付要綱	R4.3.1 制定 R7.4.1　一部改正	町内で起業しようとする者または2年以内に起業した者で、「創業セミナー」又は「創業カレッジ」による支援を2年以内に受けた者で、商工会の起業相談及び指導を受けた事業計画書を有しかつ市町村税等の滞納が無い者。	補助金 対象経費合計額の1/3以内で限度額50万

20543
長野県
高山村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
高山村商工業振興条例	H8.10	工場等設置事業 ○新設 工場等を特定地域内に新設するために建物等を設置するもので、当該建物等に対する投下固定資産総額が次に掲げる要件に該当するもの ・中小企業者等　2,000 万円以上 ・上記以外企業者　5億円以上	補助金 ○固定資産税総額に 100/100 を乗じて得た額以内の額 ただし、2,000 万円を限度 ○県営日滝原産業団地については、3年間の合計:2,000 万円
		○移設 工場等を特定地域内に移設するために建物等を設置するもので、当該建物等に対する投下固定資産総額が次に掲げる要件に該当するもの ・中小企業者等　1,000 万円以上 ・上記以外企業者　2億 5,000 万円以上	
		○増設 工場等を特定地域内に増設するために建物等を設置するもので、当該建物等に対する投下固定資産総額が次に掲げる要件に該当し、かつ増設前の固定資産評価額に対する増設部分の固定資産評価額の割合が 30％以上のもの ・中小企業者等　1,000 万円以上 ・上記以外企業者　2億 5,000 万円以上	補助金 ○投下固定資産総額に対する固定資産税相当額に 100/100 を乗じて得た額以内の額 ただし、2,000 万円を限度とする ○県営日滝原産業団地については、3年間合計 2,000 万円
		工場等用地取得事業 ○新設 工場等を特定地域内に新設するために用地取得をするもので、用地取得後3年以内に操業を開始したもの ただし、村長が特に認めた場合はその期間を延長することができる	補助金 ○用地取得価格から 5,000 万円を減じて得た額に 30/100 を乗じて得た額以内の額 ただし、取得面積が 12,000 ㎡までは 3,000 万円、12,000 ㎡を超え 24,100 ㎡までは 4,000 万円、24,100 ㎡を超える場合は 5,000 万円を限度とする

		○移設 工場等を特定地域内に移設するために用地取得をするもので、用地取得後3年以内に操業を開始したもの ただし、村長が特に認めた場合はその期間を延長することができる	補助金 ○用地取得価格から 3,000 万円を減じて得た額に30/100を乗じて得た額以内の額 ただし、2,000 万円を限度とする
		○増設 工場等を特定地域内に増設するために用地取得をするもので、用地取得後3年以内に操業を開始したもの ただし、村長が特に認めた場合はその期間を延長することができる	
		工場等緑化事業 ○工場等を新設、移転、増設する事業に併せて当該敷地の 20%以上の面積に花木を植栽するもの	補助金 ○植栽に要する経費の 20/100 以内の額。ただし、500 万円を限度とする

20561

長野県

山ノ内町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（平成 27 年 11 月 27 日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）	不均一課税 （初年度　免除） （2年度　1/20） （3年度　1/20）	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
山ノ内町中小企業融資規定	S52.5	○中小企業者 ○小規模企業者 ○町内に事務所または事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるもの ○町内にて新規開業者または新規開業予定者	融資 ○一般資金 ・運転資金 500 万円以内 ・設備資金 800 万円以内 ○経営安定活力資金 ・運転資金 800 万円以内 ・設備資金 800 万円以内 ○小企業特別小口資金 300 万円以内 ○創業支援資金 500 万円以内 ○保証料負担あり ○利子補給あり
山ノ内町起業チャレンジ支援事業補助金	H28.5	○補助金の申請年度内に町内で企業を予定している者又は申請日から遡って1年以内に起業した者のうち要件を全て備えている者	補助金 ○事業所等開設支援事業 ・対象事業費の 1/2 以内（上限 70 万円）の補助 ○経営支援事業 ・対象事業費の 1/2 以内（上限 30 万円）の補助

20583
長野県
信濃町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
信濃町企業等誘致条例	S60.3	①製造、加工、流通、販売及び研究所事業 1.新設 ⑴投下固定資産総額　5,000 万円以上 ⑵従業員　10 名以上 2.増設 ⑴投下固定資産総額　2,000 万円以上 ⑵従業員　5名以上 ②情報通信事業 ⑴3年以上事業継続 ⑵従業員　3名以上	補助金 ①製造、加工、流通、販売及び研究所事業 （1）工場敷地の土地取得価格の25/100 以内の額 (2)3年間固定資産税相当額 ②情報通信事業 (1)事業所改修費用(上限 150 万円) (2)事務機器取得費用(上限 50 万円) (3)事業所賃借料(上限5万円/月) (4)通信回線使用料(上限5万円/月)
中小企業振興資金融資あっせん要綱	H10.1	○中小企業者 ○小規模企業者	融資 ○設備資金　1,000 万円以内 ○運転資金　500 万円以内 ○小規模企業緊急つなぎ資金 50 万円以内

20588
長野県
小川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設　1,000 増設　500	20 20	課税免除及び 不均一課税 (初年度　100%) (2年度　80%) (3年度　50%)	固定資産税	3年間

20588
長野県
小川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設　1,000 増設　500	20 20	課税免除及び 不均一課税 (初年度　免除) (2年度　20%) (3年度　50%)	固定資産税	3年間

20590
長野県
飯綱町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
飯綱町商工業振興条例	H17.10	○中小企業者で、町内に店舗、工場、事務所等の新増設又は移転 ・投下固定資産額　1,000 万円以上	補助金 ○固定資産税相当額 ○3年間(ただし増設は2年間)
		○中小企業者で公害防止施設等の設置をした場合 ・投下固定資産額　200 万円以上	補助金 ○取得価格の 20%以内 ○限度額　100 万円
		○中小企業者	融資 ○設備資金　1000 万円以内 ○運転資金　500 万円以内 ○環境保全対策資金　800 万円以内
		○小規模企業者	融資 ○小規模企業緊急つなぎ資金 50 万円以内
		○中小企業者で、資金を借り入れた場合、借入資金の利子の一部を補給	利子補給 ○町商工業振興資金 ○県中小企業融資制度資金 ○小規模事業者経営改善資金 ○商工貯蓄共済資金のうち運転資金、設備資金及び災害特別資金
		○中小企業者で、商工業の労務対策として共済制度に加入した場合、または従業員研修を行った場合、その掛金または受講料の一部を補助	補助金 ○中小企業退職金共済制度 ○特定退職金共済制度 ○従業員研修事業
飯綱町創業者支援利子補給金事業	H26.4	○創業者向けの制度資金等を利用した創業者に対して利子を補給	利子補給 ○償還期間の総利子とする。ただし、限度額は 30 万円

20602
長野県
栄村

〈固定資産税の特例措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
栄村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例	R3.12.15	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業に使う設備で、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じた額以上のものを取得等した者に対し、取得設備に対する固定資産税の課税を免除。 (1) 製造業又は旅館業 500 万円(資本金の額等が 5,000 万円超1億円以下の法人は 1,000 万円とし、資本金の額等が1億円超である法人は2,000 万円とする。) (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 万円	3年間固定資産税の免除
中小企業振興資金融資あっせん要綱	R2.4.1	○中小企業者	融資 ○設備資金 1,000 万円以内 ○運転資金 1,000 万円以内